

平成 21 年第 1 回多賀城市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 21 年 2 月 27 日（金曜日）

◎出席議員（21 名）

議長 阿部 五一

1 番 柳原 清 議員

2 番 佐藤 恵子 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 雨森 修一 議員

8 番 森 長一郎 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

15 番 松村 敬子 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 石橋 源一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 坂内 敏夫

保健福祉部長(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 正雄

総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

建設部次長(兼)都市計画課長 鐵 博明

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 菅野 昌彦

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 鈴木 建治

教育部次長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)工務課長 長田 幹

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 松岡 秀樹

主幹(兼)議事調査係長 佐藤 良彦

主幹 櫻井 道子

主事 鈴木 直子

---

午前 10 時 00 分 開議

○議長（阿部五一）

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 4 号のとおりであります。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部五一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において板橋恵一議員及び藤原益栄議員を指名いたします。

---

## 日程第 2 一般質問

○議長（阿部五一）

日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質問者並びに回答者は簡潔に要領よく発言し、議事の進行に御協力をお願いをいたします。

2 番佐藤恵子議員の登壇を許します。

（2 番 佐藤恵子議員登壇）

○2 番（佐藤恵子議員）

おはようございます。

最初に、非課税の世帯における上下水道の基本料金の減免についてお尋ねいたします。

この質問は、'07 年に 2 回、私どもの巻原議員がお尋ねをしています。

2 回の質問とも、市長は、原則受益者負担を楯にして、必要性を認めませんでした。

しかし、今、市民の暮らしはどうでしょうか。経済不況が私たちの暮らしを確実に襲っています。

市の職業相談室をこの間見学したのですけれども、そのときに、1 人 30 分の割合で、時間内でパソコン求人の検索をするのですが、適当な仕事が見当たらず、肩を落として部屋を出ていく親子連れの姿が大変印象的でありました。

この相談室には毎日 100 人の方が訪れると言います。こうした方々の生活を少しでも援助していく政策が、今、求められているのではないのでしょうか。

先日も、朝 7 時に、私の家に電話が入りました。その声は最初から涙声でありました。交通事故の後遺症できちんとした仕事につけなかった夫が、ようやく 1 年前に見つけた仕事を、ことし 1 月に、「会社を 2 月でやめてほしい」というふうに言われて、離職票が二、三日前に送られてきた。これからの生活が不安で不安で眠れないということでした。

さらに、この方は、自分たち夫婦は、一人前ではないけれども、生活保護を受けないで何とか頑張ってきた。水もちょろちょろ、電気も最低限、風呂などは 3 日置きだと訴えられました。最後は悲鳴に私は聞こえました。この方も非課税世帯であります。

今、多賀城の非課税世帯は 3,918 世帯ということです。本市の世帯数は約 2 万 4,300 世帯ですから、非課税世帯は 16%にもなっています。ことしはもっとふえるのではと考えられます。

仕事を失って収入の道が途絶えたり、わずかな年金でぎりぎりの生活を強いられている方々に、少しでも負担の軽減を図ってあげることは、全く使用料を払わないということではないということから考えれば、受益者負担の原則には反しないのではないかと考えます。

仙台市では、非課税世帯への上下水道の基本料の減免が行われております。かつてない経済危機の中で、あしたの生活に苦しむ市民の暮らしを守るために、市長の英断を求めるものでございます。

次の質問は、400年の歴史を刻んできた貞山運河の活用について伺います。

先月1月31日に、貞山運河の魅力再発見協議会主催による、「日本一の貞山運河・魅力再発見第1回シンポジウム」が開かれました。

パネルディスカッションでは、「貞山運河を生かした地域振興に向けて」というテーマで行われ、各パネリストから貞山堀の歴史的由来や貞山堀を活用した地域の取り組み、観光資源としての魅力などが熱く語られました。

貞山運河の歴史的由来については、私も過去の一般質問で触れてきましたが、貞山運河は、北上川と阿武隈川河口を結ぶ総延長約46.4キロメートルの日本一長い運河であります。国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所発行の「貞山堀ガイドマップ・運河略年表」によると、木曳堀、新堀、御船入堀、東名運河、北上運河の五つから成り立っているといえます。

最初に掘削されたのは、「慶長2年から6年（1597年から1601年）の間に、阿武隈川河口と名取川河口を結ぶ木曳堀」とあります。

2番目に掘削されたのが、大代を流れる貞山堀であります。これは明暦4年（1658年）、御船入堀、牛生～大代間であります。

それからさまざまな歴史をつくりながら、寛政11年（1799年）に大代～蒲生間のしゅんせつがされました。この古くて長い歴史的造築物が大代のまちを東西に分けて流れているのであります。

それぞれの時代に住民の暮らしに貢献したであろう貞山運河の魅力を再発見し、市民に価値ある歴史的文化遺産として活用していくことは、歴史のまち多賀城市のこれからのまちづくりに欠かせないのではないかと考えます。

こうした取り組みへのきっかけとして、第2回シンポジウムを多賀城で開催してはいかがでしょうか。

また、それをステップとして、多賀城市として貞山運河の活用に向けて、行政と市民が一体となった取り組みの具体化を考えてはいかがでしょうか。お答えください。

三つ目に、笠神を通る塩竈行きのバス路線についてお聞きします。

施政方針では、「七ヶ浜との協議の中で話し合う」と触れていますけれども、その中で、笠神地区のバス停、バス路線確保の問題については協議されるのでしょうか。

この問題は、昨年12月議会で金野議員も取り上げました。まさにこの要望は、私どもだけではなく、地区を挙げて広範な声になっております。これまで毎日利用していたバス停が、相談もなしに突然廃止されてしまい、困惑した住民の方々が直ちに復活を求め、数百筆の署名も集め、市に提出もいたしました。市長も署名の重みは御理解していると思います。

私は、何度も議会で取り上げ、「塩竈ナビバスのルートに組み込んでもらうことも努力してほしい」と提案しましたが、それも本来の姿に戻る形にはなりませんでした。

住民の方々からは、「何とかならないのか」という、会うたびに強く訴える声が寄せられております。

市長は、この声にこたえて、七ヶ浜との協議の中で解決の方向策を見出していきたいと思っております。御答弁をお願いいたします。

同時に、この声にこたえた緊急解決策として、デマンド型の乗り合いタクシーの導入も必要ではないかと思っております。これも検討をしていただきたいと思っております。

県内では、角田市を初め一部自治体で住民の足の確保のために、デマンド型交通システムの導入が積極的に進められています。高齢者や足の不自由な方々を対象にした福祉型のデマンド交通システムの導入も、解決策の一つと考えますがいかがでしょうか。お答えをお願いいたします。

以上、3点について御答弁をお願いいたしまして、私の1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

佐藤恵子議員の御質問にお答えいたします。

上下水道の基本料金の減免については、政策的問題ですので私から回答を申し上げます。

本質問については、平成19年第2回定例会及び第4回定例会において巻原議員に、平成20年第1回定例会において藤原議員に回答を申し上げます。

上下水道料金は、原価主義により算定されますので、受益者負担が原則でございます。

経営に伴う収入で賄うことが不適当な経費については、一般会計において負担することになりますが、御質問の非課税世帯に係る基本料金の減免を一般会計で負担する考えはございませんので、御理解願いたいと思っております。何か冷たいようでございますけれども、御理解いただきたいと思っております。

次に、貞山運河を観光や産業振興の活用という視点から、シンポジウムを開催されたいとの御質問でございますが、御承知のとおり、この「貞山運河の魅力再発見リレーシンポジウム」は、貞山運河を核とした地域づくりを目指し、流域の地域が連携しながら、地域活性化や産業振興等に向けた取り組みを推進するため、また、貞山運河のすばらしさをよりよく知っていただくために開催されたものでございます。私もこのシンポジウムには参加いたしました。

「貞山運河を活かした地域振興に向けて」をテーマとしたパネルディスカッションでは、各パネラーから貞山運河の観光資源としての魅力や、さまざまなニーズに対応した観光への取り組みなどが紹介され、改めて貞山運河の魅力、そしてすばらしさを再発見、再認識したところでございます。

したがって、このようなシンポジウムを本市で開催することによって、より多くの市民が貞山運河を全国に誇れる資源として認識し、新たな利活用等の方策や市民活動等への機運を高めていくきっかけになるものと思われまます。

今後、同協議会の事業計画の進展に合わせ、時期を見て、周辺市長、これは塩竈と七ヶ浜、とも連携しながら、シンポジウムの開催地として要望していく所存でございます。

また、現在、同協議会では、貞山運河の利活用の基本方針を定めるマスタープランの策定に向けて、現況課題の把握や問題点の抽出などを行っているところであります。

今後も引き続き同協議会と連携を図りながら、そのマスタープラン策定の中で、地域特性の実態に照らし、御提案のありました貞山運河の活用に向けて、官民一体となって取り組んでいきたいと考えております。

次に、バス路線の確保についてお答えいたします。デマンド型乗り合いタクシーは、利用者の要求に応じ、複数の利用者を乗せ、タクシーと同じように戸口から戸口まで利用者を移送するシステムになっておりますが、全国的に余り普及していないようであります。

普及しない理由として、予約センターなどのハード的な初期投資が必要なことや、予約のための電話や電子メールが高齢者の壁になっていると聞いております。

また、デマンドタイプの予約型の乗り合いタクシーは、主に過疎地を抱える地方自治体において導入しておりますが、苦戦を強いられているようであり、宮城運輸支局からも幾つかの失敗事例について報告を受けております。

本市のように市街地が形成され、鉄道駅にアクセスが容易な地域におけるデマンドタクシーの導入は、現実的ではないのではないかと考えております。

以前より佐藤恵子議員から御質問のありました七ヶ浜循環線につきましては、2市1町により共同運行する路線バスであり、平成18年12月21日に廃止代替路線として復活した経緯と、運行に係る経費の85%を七ヶ浜町が赤字補てんしている関係から、現在も七ヶ浜町が主体となってバスルートを検討しております。

参考までに、負担割合は、塩竈市が10%、多賀城市が5%ということでございます。

平成20年第4回定例会の一般質問において、金野議員、佐藤議員にも回答しておりますが、現在運行主体である七ヶ浜町が運行経路の見直しを行っているところであり、ことしの夏ごろをめどに新たな交通体系で試験運行を開始すると聞いております。

本市といたしましては、その試験運行路線に笠神地区のバス停留所の設置を要請したいと考えております。また、できましたら、試験期間中には、バス利用者のニーズや潜在的な需要を把握し、公共交通の方向性を模索していきたいと考えております。

○議長（阿部五一）

2番佐藤恵子議員。

○2番（佐藤恵子議員）

では、簡単なところから。貞山堀は、市長も参加、御出席していただいて、あとは幹部の方も数名御出席していただいて、大分雰囲気が変わるのだらうと思っていました。

やはり一つの産業振興策としては、大きな宝物だなというようなことでは、お互いに認識できたのはよかったというふうに思います。

大分前向きで、私が想像していたような御回答をいただきましてありがとうございます。

それで、一つだけ、大体関係市町と話をしながらとおっしゃっていましたが、いつごろやるかななどということが、もしスケジュールで考えられましたら、それをお答えください。

それから、バスですが、では、「7月の協議の中で、笠神における従来どおりのバス停が復活するかもしれない」というようなことで返事をしていていいのでしょうか。尋ねられたときに。今までは、「どうなるの」ということで、「いやあ、市長の決断次第なのですよ」と言ってきたのですけれども、いかがなものございましょうか。その辺の返事の仕方を教えてください。

それから、上下水道料の減免なのですが、水道料金には減免条例がありますね。今ありますよ。私、確認したのですけれども。その条例があるということは、減免してもいいですよということなのではないですか。とてもライフラインの一番大事な部分の水を使えない、あるいは、本当に支払いが大変な人たちのためには、緊急のときには減免できますという条例は存在するのに、原則受益者負担ということでシャットアウトするというのは、私はおかしいというふうに思うのです。その条例を使うときに、今ではないかと思うのですけれども、その条例の下につく要項がどういうふうになるかわかりませんよ。基本料金をなくするとか、あるいは半額にするとか、3分の1にするとかいろいろあるかと思えますけれども、使うこともできるという条例を、なぜ使わないのか。

今、私が電話を受けた方と、その職業相談所を見た親子連れの方たちの生活の様子を想像したときに、市長は、やはり心の中では、「冷たい返事で申しわけない」と思っているのだなというふうに今思いました。

しかし、そここのところをもうちょっと前向きに、例えば時限条例でもいいと思うのです。景気が回復したら、「では、ちょっともとに戻そうか」とか、いろいろあるかと思うのですが、今それを使う時期ではないのかというふうに私は思うのですけれども、改めて御返答をお願いします。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

貞山運河のシンポジウムの関係ですが、これはいつごろやるかというのは、まだ定めることはちょっと難しいかというふうに思っております。

この関係は、貞山運河を見直そうということは、私は非常に必要なことではないかと前から思っていたので、あの雪の降る中、仙台空港まで行ったわけでございますけれども、やはり連携し合って、あの46.何キロメートルですか、47キロメートル近くある貞山運河ですけれども、歴史から言えば、昔はそれこそ北上川伝いに盛岡まで関係していたところですね。当然、江戸時代には、江戸の米蔵ということで、その起点になったところでございますから、それを見直して、これからやはりそういうふうなものが、そういう考えが私は必要なのではないかということで、これはまだ時期は決まっていませんけれども、ぜひ多賀城でも、先ほど言いましたように、塩竈と七ヶ浜の首長さん方とお話し合いながら考えていきたいと思っております。

バスの関係は、これは先ほど答弁申し上げましたように、七ヶ浜町といろいろ話し合って考えてみたいというふうに思っております。

ただ、私自身思っていますのは、それはお年寄りの方々とバス停の近くに住んでいる方は、やはり5分、10分歩くのよりも、もっと身近なところにバス停があった方がいいのには限りはないわけですが、考えてみますと、多賀城市はこれだけの19.65平方キロメートルの中で、四つのJRの駅がありますね。こんなまち私は珍しいのではないかとこのように思います。交通的には非常に利便性の高いところではないかというふうに思っております。

丸森とか向こうの方に行きますと、デマンドバスなどは非常にこれは必要だと思います。ただ、多賀城の場合は、向こうはもう歩いてそれこそ1時間も2時間もかかるようなところから20分歩けば、大体JRの駅に届くというふうな位置関係ではないかというふうに思います。細かいところまで気を遣うのが、これは市の役目かとも思いますけれども、その辺も考慮すべきではないかという気は私自身はしております。

それから、上下水道関係の減免の問題でございますけれども、佐藤議員おっしゃるように、これは非課税世帯への減免というようなことを考えますと、非課税のところをラインを区切った場合、その近くにいる人までどこまで含めるかという問題も、あるいは波及してくるのではないのでしょうか。私自身はそういうふうに思っています。

三千九百何世帯というふうな話ですけれども、あるいは6,000世帯、7,000世帯というふうなことになる場合には、非常に財政的にも厳しくなると。もしやるとしたら、どこで線を切るか。そういう意味で、私はちょっと気持ち的に揺らいた部分もあるわけがございます。

それで、条例関係について、これは水道事業管理者の方から、ちょっと私、わからない部分もありますので、答弁させたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（阿部五一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

ただいま、条例の中に減免規定があるのではないかとこのようにお話でございますが、給水条例の中で料金等の減免についてうたっております。これは第36条で、ちょっと条文を読ませていただければ、「管理者は、公益上その他特別な理由があると認めるときは、料金、加入金、水資源開発負担金、手数料その他この条例に納入すべき金額の全部または一部を免除することができる」となっております。

ここで、「公益上その他特別な理由」ということで、管理者として想定しているのは、工事をやって水が濁ったということ、市民の皆さんに御迷惑をかけた、こういう場合、あるいは断水をして、どうしても断水が長引いて迷惑をかけた、こういう場合を想定しているものでございまして、今回の御質問のようなものは政策的な問題でございますので、市長が答弁したことに尽きるのかと思っております。

○議長（阿部五一）

2番佐藤恵子議員。

○2番（佐藤恵子議員）

貞山堀はわかりました。なるだけ早く、熱が冷めないうちに、みんなで参加できるようなシンポジウムをぜひ企画していただきたいと思っております。



私たちも、地元に住んでいるものですから、ちよろちよろ、いろいろ出したり引っ込めたりしながらお話しはしているのですが、できるだけ協力ができるような仕組みも、協力していきたいというふうに個人的には思っております。頑張ってください。

それで、バス停なのですが、費用負担ですと85%が七ヶ浜で、5%が多賀城で、10%が塩竈だということでした。

できるだけ塩竈には行かなくても済むように、多賀城の駅前を中心としたまちづくりのところで抜けていきたいという市の思いは、この負担割合で見えるのですが、何回も言いますけれども、笠神の人たちは、特に交通弱者と言われる人たちは、塩竈に生活の基盤がある方がまだまだたくさんいらっしゃるのです。生活して、病院だったり銀行だったり、あるいは御実家だったり親戚だったり、そういう方たちが足が遠のいてしまってきたとか、自分も行けなくなったとか、あるいは銀行に三、四千円の残高がある通帳があるのだけれども、それに千何百円もタクシー代を使っていくと損をするので、ずうっと置きっぱなしだとかというような話も含めて、本当に生活と密着して、かかわりのある足なのです。

ですから、そここのところでぜひ、「15分か20分歩けば駅に行きます」などと言わないで、そのぐらい歩くということが大変なものですから、それを御理解いただいて、何とかそのバス停を復活させて、一定、ずうっとそれをしろというのは、これもまた、ずうっとそれをしろということではなくて、そういう方たちがだんだん多賀城で用が足せるようになる、世代交代で多賀城で循環できるようになるということになれば、そういう方法も要らなくなるだろうというふうに思うのですけれども、今、その人たちが大変な中で、何人乗るか、その費用対効果の面からいっても、それは私もわかりません。ただし、その本当に出かけるたびにタクシーを呼んで塩竈に行っているというような人たちの、その生活基盤を少し援助するというような意味では、その5%のところをもう少しふやしていただいて、バス停の復活、デマンドバスはだめだと言っていますので、バス停の復活しかこれはないかなというふうに思ったのですが、強かに7月の話し合いの中で押し進めていただきたいと思いますが、この点に関してもう一回御答弁をお願いいたします。

それから、水道の減免のことなのですけれども、管理者が言ったのは、それはそういうことでいいのだと思います。私が言っているのは、やはり政策的な転換で、一般財源から支出してでも、今、暮らしが大変な人たちを支援していくのが政治のあり方ではないかという思いで質問をいたしました。

これを、その周辺にいる人たちがどのぐらいになるかわからないと言ってしまうと、それはそうなのですけれども、非課税という点で区切って、しかも申請主義ということですから、みんな一斉に全部減免するわけではないですから、申請していただいて、その方たちに対処していくということであれば、予算はそれは一般財源の歳出はふえますけれども、そこは喜んでもらえるというところでは、大きな見返りがあるのではないかというふうに思うのです。

ですから、きのうでしたか、補正の中で、水道の係の方が言っていましたけれども、「本当に忍びない思いで滞納している方たちと対応する」、そういうお話をしていたらいいました。

それから、今、市長も、「冷たい返事になる」というふうにおっしゃいましたけれども、ちょっと対応していただければ、そういう思いをしないで、なかなか財政運営上、大変なことは重々承知してお話をするのですが、そういう意味で、市民の、今困難をきわめている人たちの暮らしの立場に立った政策として、ぜひ、再度お答えをお願いしたいと思います。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

最初に、デマンドバス関係でございますけれども、確かに交通弱者と言われている方、これはあるかと思えます。しかし、5%をもうちょっと上げてというふうなことで佐藤議員から言われましたけれども、次の話し合いの機会があったときに、経路等についてもう少し話し合いをしていきたいというふうに思っております。

上下水道の減免関係は、確かに気持ちは、そういうふうな今の世の中の状況でございますから、ありますけれども、気持ち的にはそういう気持ちは私は持っておりますけれども、ちょっと今の状態、もう少し考えないといけないというふうに思っておりますので、それは今回、私からは回答はいたしませんので、御了解いただきたいと思います。

○議長（阿部五一）

15番松村敬子議員の登壇を許します。

（15番 松村敬子議員登壇）

○15番（松村敬子議員）

通告に従い、3点質問させていただきます。

初めに、玉川岩切線信号機設置についてお伺いいたします。

通称玉川岩切線は、県道泉・塩釜線上の始点塩竈市東玉川町から終点多賀城市岩切昭和までの県道であります。

この県道は、長年、本市と仙台市境岩切までの工事で一たん中断されておりましたが、2年前から本市内分、浮島高原までのうちの一部の工事が再開されました。その区間は、玉川岩切線終点・多賀城市岩切昭和から南宮、多賀城第二中学校裏、砂押川を渡り、多賀城跡南側中央公園を通り、東北歴史博物館浮島収蔵庫わきの都市計画道路清水沢多賀城線との交差する地点までの工事です。

このたび、この県道が、岩切昭和から砂押川にかかる市川橋までが4月下旬、東北歴史博物館浮島収蔵庫わきまでが、7月下旬によろやく開通する運びとなりました。

現在使用されている県道岩切・塩釜線は、交通量の割に道幅が狭く、歩道もないため、朝晩の通勤時には新田付近は渋滞が日常的であり、歩行者にとっても安全な道とは言えませんでした。

したがって、今回の路線の開通は、地域住民、通勤利用者にとっては大変心待ちにしていたことなのであります。

また、この道路の開通により、本市としても今後の地域活性化資源である特別史跡多賀城跡へのアクセスに最高の利便性となり、この地域の様相を随分変えていく要因になるのではないかと期待されております。

しかし、一方で、交通量の多さ、また、道路の快適さからくるスピードの出し過ぎの車の往来などにより、通学時の地域の子供、中央公園利用者、そして観光客等が無事横断でき

るかなど、交通事故が懸念されていることから、信号機設置場所に住民の関心が高まっております。

そこで、間もなく開通予定でありますこの玉川岩切線上に予定されている、信号機設置場所についてお伺いいたします。

また、開通に当たり、地域住民、観光客、公園利用者の安全性を十分確保されてから開通されるべきと考えますが、本市の御所見をお伺いいたします。

次に、歴史まちづくり法についてお伺いいたします。

歴史まちづくり法の活用につきましては、以前より何度か提案させていただいておりますし、内容につきましては、昨年年第3回定例会におきまして述べておりますので、このたびは法の詳細は割愛させていただきます。

昨年暮れ、ある市民活動団体の企画で、国土交通省地方整備局より職員を招いての歴史まちづくり法の説明会が開催されました。それに私も参加いたしましたが、年末にもかかわらず、50名以上の市民が参加し、説明会終了後の質問会では活発な質疑応答もあり、市民のこの法に対する関心の高さを痛感いたしました。

さて、市長は、施政方針におきまして、この法律の活用について明言されておりますが、この点について2点質問させていただきます。

この法律の事業主体は市町村であり、この法を活用して整備補助を受けるには、歴史的風致維持向上計画を策定し、国の認定を受けなければなりません。

この計画の策定におきましては、重要文化財建物の周辺地域を重点区域として指定する必要があり、本市の場合は重点区域は特別史跡多賀城跡の周辺ということになります。そして、その中には中央公園南側も含まれるものと考えられます。

しかし、現在、その中央公園南側は、平成15年につくられた都市計画により、サッカー場、野球場としてグラウンド整備が進められております。この整備事業は歴史的風致の維持向上の観点から考えますと、少々疑問を感じざるを得ません。

そこで、もちろん計画の策定はこれからではありますが、歴史的風致維持向上計画と現行の整備事業の整合性に関して、本市の御所見をお伺いいたします。

次に、同じく施政方針の中で、特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画を本年度から策定に入るとの発表がありました。現在の使用されている第2次保存管理計画は、今から20年前の昭和63年に策定されたもので、この計画の活用期間は10年から15年と明記されています。この点から考えますと、少し遅かったことは否めませんが、今回の策定計画への取り組みは評価するものであります。

さて、この保存管理計画は、約10ヘクタールに及ぶ広大な多賀城跡、廃寺跡を主とした区域のランドデザインを描くものであり、今回の第3次保存管理計画は2年かけての策定と言われておりますが、内容、時期ともに歴史まちづくり法の策定と重なる部分がございます。

そこで、この二つの計画の内容及び策定期間をどのように整理されるのか、御所見をお伺いいたします。

最後に、特別史跡多賀城跡整備事業基金設立について御質問いたします。

この質問に関しましては、平成 19 年第 4 回定例会におきまして、「（仮称）南門等復元募金実施要項」を策定し、多賀城の魅力をさらに多くの市民、日本、そして世界に発信し、募金の協力を呼びかけてはどうかと質問しましたところ、市長からは、「財政状況だけではなく、周辺の発掘の実施、進展も踏まえて具現化すべきものであり、現在のところ募金については考えておりません」との回答をいただいております。

私としても、この回答は理解できないわけではありませんが、策定予定の歴史的風致維持向上計画及び第 3 次保存管理計画はこれからのせよ、歴史まちづくり法を利用した計画実施は市町村主体である以上、南門等の復元も含まれた場合は、市が整備予算の半分を負担しなければならないのは事実であります。

南門の復元計画は、過去にも資金や設計図の準備を行い、着工寸前まで進んだこともあります。この計画自体は、市が水害に遭ったことにより中断され、今日に至っております。しかし、おこなっているその一番の要因は、やはり財政問題ではないでしょうか。

しかし、この南門復元計画は、外郭南門跡の説明板には最近まで明記され、市民、来訪者にも周知されていることから、南門の復元を期待する声が多く寄せられており、市民の心の中にはしっかり根づいているものと考えられます。

ここで、熊本城の「一口城主事業」を簡単に紹介させていただきます。先日、NHK、フジテレビと、立て続けにこの事業の紹介がありました。この事業は、熊本城の昨年の築 400 年祭に合わせて、整備・復元費用を全国から募集したもので、10 年前から始め、8 年間かけて行われました。

募金していただいた方には、城内に城主として名札が飾られるというものであったため、子供が産まれた記念に子供の名前で応募する人や、タレントが寄附をすることもありました。自分の子供の名前やタレントの名前を写真に撮りにきた人たちも、また募金に続くなど、相乗効果も発生している様子がテレビで放映されておりました。

また、名札だけではなく、金額に応じて無料入館などの特典をつけており、県内外から応募が殺到した結果、8 年間で 2 万 7,000 人から 12 億円の募金を集めることに成功したそうです。

この事業は大変好評になり、再開を求める声が相次いだため、今後さらに熊本城の整備予定の 23 億円とされる整備費の 3 分の 1 に当たる 7 億円を目標に、ことし 1 月からまた再開されました。1 カ月間で 4,607 件、6,300 万円の予想をはるかに上回る成果が上がっております。

また、熊本市は、「財政面だけではなく、市民を初めとする多くの皆様方の文化財保護に対する関心、意識が高まった」とも話しておりました。

熊本城の例からも、基金の設立は、復元における市の負担の軽減はもちろん、市民の史跡に対する意識や多賀城の知名度の向上にもつながると考えます。

そこで、今後の歴史まちづくり法による特別史跡多賀城跡の整備に向け、本市でも熊本城の「一口城主」のような多賀城版整備基金一口城主制度を設立し、整備費の募金協力を全国に呼びかけてはどうかと考えますがいかがでしょうか。市の御所見をお伺いいたします。

以上、3 点の質問に対し、市長の御理解ある御答弁を期待し、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

○市長(菊地健次郎)

松村議員の御質問にお答えいたします。

初めに、玉川岩切線の信号機設置に関する御質問でございますが、同路線の供用開始は、仙台市岩切から市川橋付近の現在の県道との交差点までの区間が4月下旬に、残りの旧東北歴史資料館わきまでの区間が7月上旬になると聞いております。

宮城県公安委員会から示された信号機の設置予定箇所は、旧東北歴史資料館わきの県道との交差点、それから市川橋付近の県道との交差点、それと南宮集会所わきの交差点の3カ所でございます。

市といたしましては、このほかにも3カ所の交差点に信号機を設置するよう、仙台土木事務所と塩釜警察署に要望しておりますが、今のところ設置時期は示されておられません。

玉川岩切線を横断する歩行者の安全を確保し、自動車相互の交通事故を未然に防止するために、これら3カ所を早期に設置されるよう、引き続き強く働きかけてまいりたいと思っております。

次に、歴史まちづくり法に関する質問で、1点目の、中央公園整備事業と歴史的風致維持向上計画との整合性はいかにということでございますが、中央公園は総合公園として都市計画決定されており、休息、観賞、遊戯、運動等、総合的な利用に供することを目的として整備しております。あやめ園の一部とサッカー場は供用開始されており、今年度から野球場の整備に着手しておりますが、その後、駐車場、管理棟、大路広場の整備を予定してございます。

一方、これから策定する歴史的風致維持向上計画につきましては、特別史跡を中心としまして、中央公園を包含した区域での計画になるものと思っておりますので、当然に中央公園整備事業と歴史的風致維持向上計画の整合を図りながら進めていきたいと考えております。

2点目の、特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画と歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画の策定内容及び時期の関連でございますが、御承知のとおり、第3次保存管理計画は、これまでの実績をもとに、特別史跡を今後どのように保存、管理し、整備活用すべきかを計画するものでございます。

また、歴史的風致維持向上計画は、特別史跡多賀城跡附寺跡が核となることから、おのこの計画は密接に関連いたしますので、多賀城市にとって最も望ましいまちづくりとなるように進めてまいりたいと考えております。

最後に、特別史跡多賀城跡の整備につきましては、市民との対話を通して歴史的風致維持向上計画の策定に取り組んでいく中で、方向性を見出してまいります。

当該向上計画に基づき、整備の実現のために、市民の皆様からの協力が必要となった場合は、松村議員から御紹介のありました熊本城の「一口城主制度」を参考に、検討してまいりたいと考えております。

○議長(阿部五一)

15番松村敬子議員。

○15 番（松村敬子議員）

では、まず玉川岩切線信号機設置についてから質問させていただきます。

今、お話によりますと、3カ所ということでありました。それであと3カ所は要望しているということでもありますけれども、その要望している3カ所の中で、特に、つく予定になっていない水の入線のところですか。水の入線のところの、踏切を渡って信号機がありますが、あそこというのはかなりの交通量があるわけです。そこに信号機がまだ設置が決まっていないということは、ちょっと私も大変意外な回答だったのですけれども、県は何を考えているのかという思いです。本当に、やはりその辺は市として特に強く言っていけないとダメかと思えます。

あと、ほかの2カ所に関して、多分あやめ園に入るところと、あと向こうの信号のところ、サッカー場のグラウンドのわきの前からあちを通っていく、渡るところだと思います。つけるというのは、そうだと思うのです。ちょっと地図がありませんけれども。そこもやはり観光客とか地元の方が結構横断するのに、いろいろな散策コースとか、子供たちが通学などで利用する場所です。ですから、そういうところにもやはり当然、今後押しボタンの信号機というのは当然大事だと思うので、まず、開通前です。私としては、市の方で、「とにかくこのところにつけないうちは開通はできない」というくらいの強い意思を持って、県に呼びかけるということが必要ではないかというふうに思いますが、その辺、もう一度、市の方の御答弁をお願いしたいと思えます。

特に、水の入線のところは大変危ないと思えます。あそこは信号機がありますので、例えば車が来て、停車して待っているときなどもありますので、結構あそこは車が渋滞したりするところでもありますので、そのところにかかる玉川岩切線に信号機がついていないというのは、大変危険かと思えますので、やはりその辺、もう少し検討して、強く要望していただきたいと思えますので、もう少しその辺の市の御決意を聞かせていただきたいと思えます。

あと、2番目の、歴史まちづくり法についてであります。今後、今、中央公園は総合計画に基づいて、あやめ園と同時にもう整備をしているが、今後の計画と整合性を図って、また検討していきたいという御回答だったと思えますが、それでよろしいですね。その点、ぜひよろしくをお願いしたいと思えます。

あと、その時期とかそういうことなのですかけれども、この御説明から聞きますと、歴史まちづくり法の計画と、あと第3次保存管理計画ですか、これは2年をかけてやるということなのですが、そうすると歴史まちづくり法のその風致維持向上計画も2年をかけてやるということに考えているのか、その点をお伺いしたいというふうに思えます。

あと、最後の「一口城主基金制度」でありますけれども、先ほど、私、補助に関して言いましたけれども、将来、計画をつくりまして、これを申請して認定いただいて、整備が始まった場合、どのような整備になるか、まだ具体的な内容は決まっておられませんけれども、そういうふうになった場合、質問でも話しましたが、2分の1は国の補助と、あと2分の1が市町村が負担ということになります。そのうち9割は起債が認められると伺っております。そして、その起債のうち30%は交付税措置がされるというふうなお話も聞いております。ですから、私は、市としてはかなりおいしい法律かなといいますが、市としては、そのように思えます。

いずれにしても、かなりの、ここを整備するとなれば、多分億単位の計画になると思えますので、そうなった場合に、やはりこういう地方自治体の財政が厳しい折ですので、やは

りこういう基金を募って、熊本城のようにPRをしながらやっていくということは、大変有効な政策ではないかと思います。

これを、計画ができてからやるとか、そのときになってというよりも、市としてそういう意思があるのであれば、早目のうちにそういう基金を立てて、募金を募ることが、いろいろな計画を早く実施できる一つの要因になると思いますので、この点はぜひ早目に、計画ができてからやるといような方向ではなくして、考えていただきたいと思いますが、その点、もう一度御答弁をお願いいたします。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

最初の、交差点ですか、信号機の関係ですけれども、3カ所と言ったのは、恐らく御存じだと思っておりますけれども、水入の交差点と矢中と、矢中というのは御存じですか。矢中の場所は、天理教のところからちょっと入ってきたところです。（「はいそうです」の声あり）それと、もう一つが鳴神、神様が鳴るとい鳴神交差点というところです。あの南宮の、もっと仙台寄りのところです。この3カ所です。

これを考えますと、水入のところは何としても早急につけなければいけないということで、何とかして完成するまでの間に決着をつけるように、私も一生懸命になって努力してまいりたいというふうに思っておりますので、ここがつかないはどうしようもないですね。（「そうですね」の声あり）というふうに思っておりますので、頑張りますから応援してください。よろしくをお願いいたします。

それから、歴史的風致維持向上計画は何年かけてということですね。これは大体1年間ぐらいでできるのではないかと。計画は1年ぐらいかけて、そして、これもし間違っていたら、後で部長の方から答弁させますけれども、恐らく1年ぐらいででき上がるのではないかとというふうに……、2年ですか。済みません、2年だそうでございます。

ただ、これは市民の方々の御意見等もいろいろ聞いていかなければいけないということで、総合計画とも関係してくるわけです。ですから、それとの整合性も図りながらやっていかなければいけないだろうというふうに思っております。

ただ、私も文化庁によく行くわけですがけれども、多賀城の場合ですと、やはり、御存じのように、全史協の会長ということもございまして好意的です。好意的にいろいろ指導していただいております。多賀城の場合ですと、今までのいろいろな蓄積がありますから、やはり展開は速いのではないかとというふうに思っております。2年かけてやるということでございますので、御了解いただきたいと思っております。

それから、「一口城主制度」、非常にこれはいいことではないかなと思っております。

ただ、例えば南門なら南門の、外郭南門の復元とか、これが確実に予定されるようにならないと、皆さんからお金を集めたはいいけれども、何もできなかったなどということでは困ります。やはりそれなりの、いつごろまで、何をつくるかということが明瞭になったときに、これはやる制度ではないかというふうに思いますので、その辺は御理解いただきたいと思っております。

○議長（阿部五一）

15番松村敬子議員。

○15 番（松村敬子議員）

最後の、「一口城主」の件ですが、南門復元、やるかやらないかまだ決まっていないということなので、それもなしということですが、私が言いたいのは、南門復元とかがこだわらないで、いわゆるあそこの多賀城の跡を整備するという、その中にいろいろな南門復元も入るし、もしかしたら築地塀とか大路とか、いろいろなものが私は入ってくると思うのです。そういうものをやるということは、市としてはもう明確になっているわけですから、歴史まちづくり法を活用して、やるということは明確になっているのですから、その法律に、計画をつくって、整備していく事業に、多賀城跡整備事業に使うということでやっていって、もしかしたらそれが南門に入るか、あと築地塀に入るか、あと大路復元に入るか、ほかの事業に入るか、それは今から計画がどういう計画になるか決定していませんから、それはわかりますけれども、私は南門ということにこだわらないで、ですから多賀城跡整備事業ということで、多賀城城主という形にしたらどうかというふうな御提案なのです。

これを、計画が決まってからといいますと、2年かかる計画ですね。それから、では募金をやりましょうと言っても、もうすぐいろいろ事業も始まると思うのです。そうなったときから始めるよりは、むしろ今のうちからそういう基金を立てて、募金を募って、そして計画が認定された段階で事業が始まる時に、どの程度になるかわかりませんが、それをそれに充当していくという、市の負担分に充当していくという考え方はできないのかというふうに考えているのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

ちょっと私と松村議員とすれ違いのような感じです。やはり、今、歴史的風致維持向上計画が2年ということで策定されるのであれば、その計画ができ上がって、やはりこうなるのだと、「こうだから、皆さん、一口城主のようなことでやりませんか」と言わないと、恐らく、皆さんがお支払いするにしても納得しないと思うのです。形も何もないところに、お金だけ集めるというわけにはやはりいかないと思うのです。ですから、それなりの維持向上計画が2年ぐらいの間でできるわけですから、こういうものを、「多賀城はこうしたいのだ」ということで、計画ができ上がったら、「ではそのために一口幾らということでもやりませんか」というのであれば、私は皆さん納得するのではないかと思うのです。大体の、具体的なものが思い浮かばないのに、ただ「お金をけさいん」というふうなわけには、「けさいん」などと言って申しわけありませんが、そういうことで御理解いただきたいと思います。

○議長（阿部五一）

ここで休憩をいたします。再開は11時15分であります。

午前11時03分 休憩

---

午前11時15分 開議

○議長（阿部五一）

それでは再開いたします。



12 番中村善吉議員の登壇を許します。

(12 番 中村善吉議員登壇)

○12 番 (中村善吉議員)

私の質問は、総合的学力向上対策についてであります。

総合的学力とは、試験結果、数値的に表現できる学力で、記憶力による基礎的な知識、技能、情報処理力等の基本的な知識、技能を活用した問題解決に必要な能力、思考力、読解力、情報編集力、表現力、教養など、数値的に表現できない学力との相乗と、そこから生じるさらなる学習意欲、好奇心等から成るものと考えております。

したがって、総合的学力が一般的に言われている学力と考えています。知識、技能は教えであり、表現力等は訓練や体験で身につける能力であると考えています。

ただし、学校教育での比率は、前者・知識、技能の教えの方は、低学年ほど圧倒的に大きいと言われております。

1977 年 (昭和 55 年) に、詰め込み教育の反動として、ゆとり政策に基づいた学習指導要領、教育内容約 30%、教育時間約 15 から 20%削減、教える内容は上限で、学校教育が実施されましたが、先進国間の学力比較、OECD による学習到達調査で、日本人生徒の学力低下が著しく、家庭での勉強時間も最低になり、そこで文部科学省は「ゆとり政策」を 180 度転換した新学習指導要領による学校教育を、平成 14 年度から「総合的な学習」を導入、週 5 日制、教える内容は下限ほかなどでスタートさせましたが、学力低下の傾向はとまりませんでした。

当然のことながら、平成 18 年 9 月末に発足した安倍内閣は、教育再生を掲げて、その法改正に努められ、60 年ぶりに教育基本法 (平成 18 年年末) と関連教育 3 法、教育法及び地方教育行政法の組織及び運営に関する法律 (平成 19 年 4 月)、それに教育職員免許法 (平成 20 年 4 月第 15 号) が改正されて現在に至っています。

「ゆとり政策」を 180 度転換した内容の代表事項は、できる子への習熟度別に授業、できない子への放課後及び土曜日等の補習もオーケー、宿題増や朝の読書、それに英検、漢検、数検オーケー等であり、それらの精神は新教育関連法に盛り込まれております。

今回の質問の法的背景は、教育基本法第 6 条「能力別教育を実施する等」、同第 13 条「地域住民との連携協力など」と、学校教育法第 43 条「学校の説明責任や情報提供の義務」などであります。

本日は、児童・生徒の学力向上対策とそれに必要な環境整備等を重点的に進めますが、それと同等に重要な校長先生のリーダーシップ、教師の指導力等はあえて省略しました。

前置きが長くなりましたが、次に質問の説明に移ります。

(1)数的に表現できる学力 (記憶力等) について。

ア、過去 2 回全国学力テストの結果の分析結果とその課題はありますが、平成 19 年第 4 回定例議会での一般質問「全国学力テストについて」、1 と同じ内容ではありますが、正しい統計処理が行われず、その答弁がアバウトな内容で、本市児童・生徒の学力での国、県及び市内各学校間の相対的な実態が把握できなかったため、再質問するものであります。

なお、今回は、平成 19 年度から平成 20 年度に本市児童・生徒の学力がどのように改善されたかをも問うものであります。統計処理の一環として、本市全校一体の折れ線グラフをぜひ見たいものであります。

次の、イ、市または各学校独自の学力向上対策の実施状況はであります、前回質問 4 のときは、「前向きな指導力等の改善が必要」との御答弁がありましたので、その具体的な成果はいかがなものでしょうか。

さらに、ウ、極端に学力差のある児童・生徒への対策の必要性はないかであります、学習指導要領の内容についていけない子・できない子や、逆に学習指導要領の内容では飽き足らずに放っておかれている子・できる子対策が必要と考えますが、いかがなものでしょうか。

最寄りの学校に授業参観したときに感じております。どのように実施するかは別として、教育基本法第 6 条の精神は尊重していただきたいものであります。

次に、(2)数値的に表現できない学力（表現力など）について。

ア、学校教育での実践内容と重点課題は何かであります、授業中に 1 教科または 2 教科以上に関係する場合、または身近にある教材活用の実態等を問うものであります。

次に、イ、総合的な学習授業との関連性はあるかであります、東京杉並区の和田中学校など先進校を参考に、身近にある教材等を活用する訓練、実践を通じて、そこから生じる関連情報の扱い方を教育することがベストな対策であると考えますがいかがなものでしょうか。

さらに、ウ、学校の情報公開や地域との連携体制はいかがであります、質問の背景には、教育基本法第 13 条と学校教育法第 43 条があり、今後の円滑な学校運営には遵法の精神が不可欠なものであると考えますがいかがでしょうか。

次に、(3)学力向上に寄与する教育環境整備について。

ア、児童・生徒に対する生活指導等はあります、児童・生徒の家庭環境と自身の生活態度が関連していますが、いかなる課題に注目するかを問うものであります。

次に、イ、第三者による学校支援体制はあります、価値観の多様化と問題の多い児童・生徒や保護者が多くなり、最悪時には学級崩壊にもなりかねない昨今、新教育関連法にのっとり、充実した教育活動と学校運営を遂行するにはどうしても無理があり、先生たちが日常の雑務から解放されて、授業に専念できるような何らかの学校支援体制の必要性を感じていますがいかがでしょうか。最終的にコミュニティ・スクール化であると考えますがいかがですか。

最後に、ウ、市内各学校間の協力体制はあります、近隣の松島町や七ヶ浜町では、町内学校間の交流が実施されており、好成績を上げているようではありますがいかがでしょうか。

以上、教育行政と教育環境次第では、子供たちに最大限の学力が身につく、無限の可能性と夢を実現させるために、当局のお考えをお尋ねいたします。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

○市長(菊地健次郎)

中村議員に対する回答につきましては、教育長から答弁させますので、御了解いただきたいと思います。

○議長(阿部五一)

教育長。

(教育長 菊地昭吾登壇)

○教育長(菊地昭吾)

中村議員の御質問にお答えを申し上げます。

御存じのように、現学習指導要領は、旧来の学力観と評価観の転換のもとにあることをまずもって申し上げます。

1点目の、数値化できる学力についてでございますが、文部科学省は、平成19、20年度に、小学校6年生、中学校3年生を対象とした全国学力・学習状況調査を実施いたしまして、本市においても参加をしたところでございます。

その結果、国語、算数、数学ともおおむね定着していると言えますが、強いて言えば、小学校国語の活用に関するB問題、中学校数学の知識に関するA問題に若干課題が見られるかというふうに押さえております。

このことから、計算や漢字の繰り返し学習、少人数指導等に取り組むとともに、校内研究のテーマに位置づけて、学習指導の改善を図っているところであります。

生活の実態については、基本的な生活習慣の定着に課題が見られることから、家庭学習の習慣化を含めて、保護者との連携を深めて指導に当たっているところであります。

また、学力差を踏まえた学習指導は、指導上の大きな課題ではありますが、今後とも少人数指導、チームティーチング、個別指導等を通して、それぞれの児童・生徒の学習意欲を高める指導に努めております。

2点目の、数値化できない学力についてでございますが、これは新学力観を支える考え方として重視されております。

学習指導に当たって、どの学校においても、知識、技能の習得にとどまることなく、課題解決、探究、体験等の学習を通して、思考力、判断力、表現力等の育成に努めております。

中でも、教科の枠を超えて行われる「総合的な学習の時間」は、多様な学習成果を駆使して課題解決に当たるという点で、新しい教育における学習手法の一つであると言えます。

また、教育を取り巻く環境、学校を支える教育機能は、これまでになく難しいところにあります。今後とも、家庭・学校・地域それぞれの教育機能の連携という観点から、学校経営や教育活動への理解を深めていただくことは大変重要ですので、その働きかけをしなければならぬというふうに思います。

3点目の、学力向上と教育環境整備についてですが、最も大切なことは、学ぶ主体である児童・生徒の基本的な生活習慣をいかに育成し、形成するかであります。

現在、家庭、PTAの協力を得て、「早寝・早起き、朝御飯」のキャッチフレーズのもと、その育成と学習習慣、学習規律や家庭学習の確立に努めております。

本市においても、現在、文部科学省指定のキャリア教育実践プロジェクト、県指定の学力向上サポートプログラム事業の指定を受けて、学力向上に努めております。

今後とも多様な研究授業を通して、10校連携の研修活動を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（阿部五一）

12番中村善吉議員。

○12番（中村善吉議員）

最初の質問ですけれども、数値的に表現できるその対策、それから、この間の学力テストの結果の分析結果ですが、もう少し具体性を、前の平成19年に私が一般質問したときと同じように、アバウトな御答弁なのでちょっとわかりません。ですから、私、先ほども言ったように、県または国、それから市全体の中で、各学校間がどういうふうな特徴を持って、学力を持っているかと、そういうところを知りたいのが一つです。

それから、新聞を見ますと、東北6県では宮城県が最低です。しかも全国平均を上回っているのは仙台市だけです。ですから、多賀城市の学校では、県全体から比べてどのぐらいのところのレベルにあるのか、それから、各学校はどの辺のレベルにあるのか、それを一般市民にもわかるように表示していただきたい。ですから、正しい統計処理、ですから、私が先ほど言ったように、折れ線グラフで学校として点数をつける、Y軸に点数、横のX軸に学校を、そういう表現方法が一つです。

それから、2番目ですが、「総合的学習」を、表現できない学力をつけるというのは、やはり教科書ではなくて、実際にやっている、実際にやるのがいいのではないかと。体験ですね。それで、和田中などでやっているのは、例えばパソコンを分解したり、それから自動車を解体したり、それから著名人などを呼んできて、講師に迎えてやっている、そういう情報処理を中心とした授業をやっているわけです。そういうのが一つ欲しいと思っております。

それから、3番目ですが、何と言っても、先ほど子供たちの生活習慣を改善するのは御答弁のとおりであります。私がここで力を入れて教育長にお聞きしたいのはサポート体制です。サポート体制をどうするか、それをもう少し詳しく説明していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（阿部五一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

学力テストに関する数値化と。中村議員は、その数値化できる学力というふうなことも述べておりますが、もう一つは、数値化できない学力についても非常に重きを置いているという点で、私も非常に喜んで聞いておりました。

そもそも、この学力時に関して、いわゆる学力観、これまでの知識、技能、記憶、これを数値化するというふうなことが、まあ評価のやり方、そしてまた、正常分配曲線というふうなことで、母集団がどうであろうと、まあ大体標準は決まっていると、パーセント。そ

ういうふうなやり方から、そうでない、いわゆる到達目標に対してどのくらい個々の子供が到達できるかというふうな、そういうふうな到達する絶対評価というふうなとらえ方をしておりますので、文部科学省自体が、授業改善のために役立てるというふうなことからすると、この数値化というふうなことだけが先走るといふようで、非常に懸念を持っているのも文部科学省はそのとおりです。

私としても、数値化を、公表して責任を果たせるのかというふうなことで、この辺にも非常にいろいろな問題がありますので、ただ、実際にやった内容について、各学校では事細かに、個々の生徒のどこが課題なのかと、これはもうすべて分析をして、子供一人ひとりに当てはめて授業改善をしているというふうなことです。いわゆる数値化できない思考力、判断力、表現力といった、あるいはその学ぶ意欲といったそういうふうなものについての学力についても、十分吟味をしていかなければならないというふうなことで、今考えております。

それから、和田中の「夜スペ」というのですか、いろいろな塾と結びついたというふうなこと。まあ、それはそれなりの考え方でいいのだらうと思いますが、私としては、その辺については今、特に考えは持っておりません。

それから、先ほどもお話ししましたように、学校を取り巻くといいますが、子供を取り巻く環境、あるいは子供を支えるといいますが、学校を支援するというふうなものは、かつての時代から比べたら非常に弱まっているというふうなことは、これはもう共通した認識かと思えます。

そういう点で、東小学校のコラボもありましたですし、各学校の、例を挙げれば「おやじの会」とか、それだけではないわけですが、今後とも、さらに地域の支える力を活用した学校運営というのが重要であるというふうに思います。

○議長（阿部五一）

12 番中村善吉議員。

○12 番（中村善吉議員）

先ほど、和田中の話が出ましたけれども、和田中のやり方、地域支援本部を多賀城市に移管するというのは非常に難しいと思います。これは全く別の団体でありまして、「よのなか」科を、校長先生がそういう講義を設けて、それを一般公開している。それを授業参観を認めたのです。そうしましたら、30 回で 1,000 人ぐらいの人が集まったと。そういう人の中から、「支援しようではないか」という団体ができまして、それで学校運営をその人たちが独立して、学校とは独立してやっているのです。ですから、地域支援センター、支援本部と学校とは、学校運営の両輪になっているのです。そういう立場なので、すぐに多賀城市にそれを設けるということは難しいと思いますが、そういう努力は必要ではないかと思っております。

それから、和田中は一生懸命やっていて、どういう成績を上げているかという、一例を申しますと、平成 16 年に東京都で 49 市区の学力テストをした結果、5 位だそうです。それで、杉並区の中で 23 中学校があるのだそうですけれども、5 番以内だそうです。

ですから、全力投球で学力向上に努めれば、それなりの成績はついていくと、私はそういう考えがありまして、どういうことをやったら一番子供たちにいいか、そういうことをもう少し積極的に、いろいろな皆さんからの知恵も拝借しながらやっていただければいいかと思えます。

それから、最後なのですけれども、平成 22 年度からは高校進学には学区制が外されます。ですから、多賀城、こういう地方の学校の生徒というのは、非常に仙台に通学するとカルチャーショックを受けると、そういうことがあるので、できるだけその地域の実態は、県と合わせた実態を子供たち、または父兄にも知らせていただきたいと、そういう関係上、できるだけ学力結果は公開していただきたい。そういう方向も希望しております。いかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

学校教育は、確かな学力・豊かな心・健やかな体、この三位が調和的に発達する、これがもう義務教育では非常に、特に重要なことだというふうなことです。その辺のところについても御理解を賜りたいと思いますし、学力向上については、現在、学校の名前を挙げれば高崎中学校、県指定の学力向上プロジェクト事業というふうなものを受けております。これを中心にして研修会を教職員が、小中関係なく入って研修、研修といいますか、やっております。

来年は、今のを、決定ではありませんが、これを 3 校にふやしたいと思います。そして、そういうふうなものを通して、先生方の授業改善を図ってやっていきたいというふうを考えております。

それから、何でしたか。（「公開、開示」の声あり）学力の開示ですが、このことについて、先ほどもお話をしましたが、どこまでも固執するものではないのですが、これについては、調査の学力のある一端をというふうなことです。ただ、平成 5 年に文部科学省から模擬試験全面禁止というふうなことが出たのは、記憶に新しいと思いますが、そういうふうな、すべて数値化でやっていくというふうなことを改善しながら、この辺が境目なのですが、いわゆる数値化できない部分、これを含めた学力観を今、進んでやっているわけです。この考え方は平成 23 年からの新しい学習指導要領の推進でも変わらないというふうなことです。この辺については慎重に検討していきたいというふうに思います。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員の登壇を許します。

（10 番 藤原益栄議員登壇）

○10 番（藤原益栄議員）

通告に基づき、5 点につきまして質問をさせていただきます。

まず初めに、宮城県のいわゆる「富県戦略」に対する認識の問題であります。

なぜこの認識を問うのかと申しますと、昨年の市長の施政方針を見ましても、また、水道管理者を設置する際の議論を見ましても、本市の産業創造戦略、そして工業団地化構想は、県の富県戦略を受けてのものであるからであります。

とりわけ、昨年 11 月 11 日の工業団地化構想の議会説明会の際には、アメリカの金融危機発生 2 カ月後でありましたが、「東京エレクトロンが来る。セントラル自動車がある。トヨタ自動車東北がある。パナソニック EV エナジーが来る」と、実にバラ色に、5 ページにわたって富県戦略がいかにかうまくいっているか説明をしておりました。

しかし、昨年9月15日のリーマン・ブラザーズの破綻により、事態は急変をしてございます。一々申しませんが、自動車、電機等のこれまで景気を引っ張ってきた輸出業界が総崩れという状況になっております。

こういう中、河北新報は、正月明けの1月4日、「誘致企業着工延期、規模縮小 富県戦略に暗雲」との見出しの記事を掲載いたしました。少しだけ紹介したいと思います。

「企業誘致一本やりで突き進んできた村井嘉浩宮城県知事の富県戦略に暗雲が漂っている。米国発の金融危機が日本経済にも深刻な影響を及ぼしている。昨年12月26日の仕事納め、職員訓示に臨んだ村井知事の表情は冴えなかった。『日本を代表する企業の誘致が決まった。来年はことしより楽しみな、もっと愉快的な年になりそうだ』と豪語した1年前の訓示とは天と地ほどの落差があった」。

こういうふう述べておられて、さきの企業が次々と着工延期あるいは規模縮小を検討していることを伝えております。

さらに、国中にショックを与えましたのは、内閣府が2月16日に発表した2008年の10月から12月期の国内総生産の速報値であります。御存じのとおり、年率換算で12.7%のマイナスとなりまして、1974年の第1四半期13.1%のマイナス以来、実に35年ぶりの大幅な減少となりました。

しかも、この数値は、アメリカのマイナス3.8%よりも大きく、またユーロ圏のマイナス6%よりもはるかに大きい後退だったわけでありまして。

なぜ日本の景気後退が金融危機の本家本元のアメリカよりも大きかったのか。あるいは、なぜサブプライムローンを我が国よりもはるかに抱えているヨーロッパよりも後退が大きかったのか。それは、自動車、電機の大企業が、日本の労働者の賃金を抑え込み、正職員を派遣に置きかえ、アメリカ向けの輸出に頼り過ぎてきたことにあると指摘をされております。

アメリカへの輸出ができなくなった、それでは日本で売れるのか。売れません。我が国では、新自由主義に基づく構造改革路線の中で、年収200万円以下の人口が1,000万人を超えるなど貧困が広がり、貧困率では世界第2位と、貧富の格差も急速に広がっております。こういう中で、国内需要が喚起されるはずがありません。

こうして、与謝野氏に言わせると、蚊に刺された程度であったはずですがけれども、大変大きな落ち込みとなってしまったわけでありまして。

それならば、アメリカは短期間のうちに景気回復をしてくれるのか。多くの経済学者は悲観的であります。アメリカはITと金融でもうけてきた国でありまして、物づくりが衰退をしております。世界一貧富の格差が激しい国でもあります。最近までの好景気は住宅バブルによるものでございます。オバマ政権が大変な財政出動をして、困難を乗り越えようとしておりますが、財源は国債であります。しかし、これまでさんざんドルを乱発してきた上での国債発行ですから、ドルがいつ暴落するかわからない。そうなるとドルは世界から相手にされなくなり、国際通貨としての地位を失ってしまいます。

そうならないように、ドルを買い支えている国が世界で二つあります。それは中国と日本であります。新国務長官クリントン女史がなぜ日本と中国に真っ先に来たのか。その一つの理由は、ドルの暴落を防ぐ必要があり、ドル保有高世界第1位の中国と第2位の日本に頼らざるを得なかったと、そういう点があったのだと私は考えております。

事実、先日、麻生・オバマ日米首脳会談が開かれましたけれども、その際に、ドルの信任維持を合意させられております。私は、クリントン女史の来日と訪中にアメリカ経済の深刻さを感じました。

たとえアメリカの景気が多少回復したにしても、これまでのように輸出できると考えるわけにはいきません。したがって、大企業を誘致して県内総生産を上げるという富県戦略の土台は壊れたと言わざるを得ません。今、大事なことは、富県戦略にしがみつき、企業誘致にきゅうきゅうとすることではなく、社会保障を充実させ、農業を復活させ、中小企業を支援し、県内の購買力を上げることだと思えます。

私は、以上のように富県戦略の条件はなくなったというふうに考えておりますけれども、市長の認識を伺いたいと思えます。

質問の第2は、本市の工業団地化構想についてであります。

その一つは、宮城県ではまだ本当に工業団地が足りないのか、知事に確認をすべきではないのかという点であります。

ただいま市長に富県戦略に対する認識を伺ったわけではありますが、市長が工業団地化構想を強く持つに至った理由の一つは、昨年2月6日の県市長会で、知事より県内の工業用地不足の問題が提起されたことがあるようであります。

しかし、先ほども触れましたように、昨年秋からのアメリカに端を発した金融危機・経済危機によりまして、事態は一変しております。

市長は、知事の言葉により工業団地化に着手しようとしたわけありますから、現在においても工業団地がまだ足りないという認識なのかどうか、知事に確かめるべきだと思えます。お確かめになったのでしょうか。そうであるならば、知事は何とおっしゃっていたのでしょうか。

また、聞く気がないというのであれば、その理由もお答えいただきたいと思えます。

工業団地問題の二つ目ですが、そもそも工業団地を造成して売却するというのが、果たして市町村が手がけるべき仕事かどうか、冷静に考えてみる必要があると思えます。

県内を見ましても、県外を見ましても、工業団地はほとんど県が造成をしてございます。昨年秋に総務経済常任委員会で視察をした佐賀県もそうになっておりました。私は、それには理由があると思えます。

第1に、それぞれの市町村が、それぞれの思惑で、「我が町に、我が町に」と造成を始めたら、收拾がつかない事態になるおそれがあるからだと思えます。

第2には、それぞれの市町村の財政規模からしますと、工業団地の造成が大変な財政負担になってしまうからであります。この点で言いますと、市長と担当部局は、「工業団地の造成工事は特別会計でやるので、一般会計には迷惑をかけない」というようなことを言っております。

しかし、これは大変な認識違いと言わざるを得ません。現に、全国では、特別会計あるいは第三セクターが破綻をして、それがきっかけで破綻している自治体がたくさんございます。結局は一般会計が責任をとらざるを得なくなるわけあります。



自治体の決算に各会計の連結決算が導入されたのは、まさに本体以外での破綻から自治体の破綻を防ぐためでありまして、皆さん方自身がつい先日まで、「夕張のようにならない」と言っていたはずなのに、これは一体どういうことでありましょうか。

以上により、私は工業団地造成事業は本来的に市でやるような事業ではないと考えざるを得ないわけでありまして、知事が、「工業団地が足りない」と言うのであれば、「幾らでも協力しますから、ぜひ県事業としてやってください」というのが筋ではないでしょうか。

以上、今日の情勢からしましても、本来の事業分担という点から見ましても、市が直営で造成事業に乗り出すのは中止すべきだと思いますが、市長の見解を求めるものであります。

第3に、図書館の事実上の民営化の問題についてであります。

この問題につきましては、昨年12月議会でも取り上げまして、教育長から、「現在、図書館協議会や社会教育委員会議の御意見をいただいている最中で、それらを参考に指針を取りまとめたい」、それから、「図書館の指定管理はなじまない」という渡海文部科学大臣その他の発言も十分に受けとめながら検討を進める旨、答弁がございました。

ところで、昨年11月28日の市社会教育委員会議の議事録は、昨年12月議会段階ではまだいただいておりませんでした。1月の後半、ようやく議会事務局を通じましていただきました。

その会議の中で、大変格調高い議論がされておりまして、本市の社会教育委員さんのレベルの高さに大変感心をし、また感動いたしました。

社会教育施設のアウトソーシングに対する社会教育委員さんの発言を、幾つか紹介したいと思います。

「まずびっくりいたしました。このことについて市民は少しでも聞いたことがあるでしょうか。きょうの11月号の広報誌を見ましたけれども、こういう動きであるということの記載も載っておりませんでした。日程も決まっているようなものを読まされまして、私もびっくりしました。もっと市民と一緒に協働を、事を進めていくというには、余りにも乱暴過ぎるのではないかと」。

次の方、「市長部局から教育委員会がなぜ独立した組織であり、市長も意見できないような体制をとっているのかをよく考えてみるべきだと思います。教育は生き方と関連しており、過去には教育によって国が動かされたことがあるからです。首長さんが意見できないような学校教育でも社会教育でもあるわけなのですね。その施設を教育委員会から離せば、それは他の施設と同じように教育の特別な組織の扱いはしなくなります。教育委員会の立場として大事なものがなくなっていくような気がして、とても心配です」。

次の方、「私がこの資料を読んで唖然としたのは、なぜ教育委員会がこのような話を進めようとしているのかということです。学校教育が9年間、生涯学習は一生のものなのです。大きなものを担っている生涯学習課が要らなくなってしまうのです。箱がないのです。活躍する場がないのです。生涯学習課をつぶすようなことを生涯学習課長さんがおっしゃっているのは大変苦しいのだと思いながら、教育委員さんが了解すれば、生涯学習課が要らなくなるのですから、錯覚ではないかと思うくらいびっくりしましたので、ぜひ少しでも長い時間ゆっくりかけて、本当に市長部局に移してよいものかどうか検討するべきだと思います」。

次の方、「私は、市長さんが、『歴史の都』、それと『ポエムの都』と格調高いことをおっしゃっているのですから、教育についてももう少し考えていただけたらと思うのです」。

私がいつも言うようなことを言っている方もいらっしゃるようです。

以上、11月28日に開催されました社会教育委員会議の議事録から紹介をいたしました。

さて、教育委員会の事務局素案としましては、3月の定例教育委員会で決定をし、平成23年度よりアウトソーシングを実施するとしてございます。

しかし、さきの社会教育委員さんの意見を拝聴するならば、3月の決定はすべきではないと思いますし、より慎重な検討を行っていくべきだと考えますが、答弁を求めるものであります。

第4に、市適正定員管理指針についてであります。

図書館の民営化は、'06年9月29日に作成した「緊急再生戦略構築のための取り組み指針」では、平成22年度から図書館を民営化する。市教育委員会の事務局素案では、23年度から業務委託をしたいとしてございます。

こうして、市教委の動きがにわかに強まったわけではありますが、どうもこの背景には、昨年、市長が施政方針で、「平成29年度までに370人体制の実現を目指す」と表明したことが背景にあるようであります。

従来が多賀城市適正定員管理指針、これは平成16年5月21日に作成したものでありますが、これでは、「平成36年4月1日までに370人体制を実現する」と書いてございます。

それを大幅に早めて実現するというのを、昨年、市長は施政方針で表明をしたわけであります。

ところが、ことしの施政方針にはその文言はございません。果たして、昨年、いかなる理由で平成29年度までに370人体制の実現を目指すと表明し、ことしはいかなる理由でそれに触れなかったのか。市長の明快なる答弁を求めるものであります。

最後に、地区集会所の耐震化を一気に促進させるための、改修等への補助率及び限度額のアップの問題であります。

この問題は、昨年12月議会でも取り上げまして、一定の前向きな答弁がございました。しかし、具体的な数字は示されてございません。私は最低でも補助率75%以上、限度額も750万円以上に引き上げていただきたいと思いますが、市長の答弁を求めまして、最初の質問とさせていただきます。

○議長（阿部五一）

ここでお昼の休憩といたします。市長の回答は再開後といたします。

午後0時02分 休憩

---

午後0時57分 開議

○議長（阿部五一）

時間はちょっと早いのですが、皆さん、早々に集まってきていただきましたので再開をしたいと思います。

藤原議員に対する市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

○市長 (菊地健次郎)

藤原議員の御質問にお答えいたします。

昨年秋の世界金融危機以前の、平成 14 年 2 月から平成 19 年 10 月まで続いた好景気、これはいわゆるあの「イザナギ景気」ですが、余り豊かさを感じない好景気ということで、長さの点では最長 69 カ月というふうな長い最長の景気でしたが、これは自動車、電化製品等の輸出関連産業を中心に、これらの企業が過去最高の売り上げ、そして利益を記録したことによるものであり、外需に依存してこうなったわけであり。

また、世界金融危機以前の好景気は、ゼロ金利政策、大幅な為替介入による円安、大手銀行への公的資金注入による企業への貸し付け増加策、金融緩和による業界秩序の崩壊、外資系企業の台頭などの、いわゆる聖域なき構造改革の路線と密接にかかわっていたと思われます。

さて、御質問の宮城県の富県戦略とこれらの施策のかかわりについてであります。御存じのように、富県戦略は平成 19 年 3 月に策定した「宮城の将来ビジョン」に位置づけられた政策推進のための三つの基本方向の一つであり、正式には「富県宮城の実現・県内総生産 10 兆円への挑戦」といい、その発想は恐らく製造拠点の国内回帰思考を背景にしていると思われ。

確かに、「イザナギ景気」は輸出関連企業の堅調な伸びとともに、製造業の国内回帰思考による積極的な設備投資による雇用の拡大や、それに伴う内需企業や下請企業の業績の向上によって支えられたと考えられます。

しかしながら、「イザナギ景気」の終えんが製造業の国内回帰思考の終えんだとは思っておりません。確かに、この世界金融危機の影響で企業の進出のスピードが鈍る可能性があるものの、今後も日本の企業が世界経済の中で生き残ろうとするならば、生産と技術開発を融合するための国内回帰を進めざるを得ないであろうと思っております。

それを裏づけるように、富県戦略によって、宮城県には 18 の製造業が本市の面積の 10 分の 1 に当たる 190.1 ヘクタールに進出を決定していますが、世界金融危機により進出を延期した企業はあるものの、進出を取りやめた企業は皆無であり、富県戦略が破綻したとは思っておりません。

次に、知事の認識についてであります。年始に県庁に伺って、直接お会いして確認をいたしました。知事は、「こういう状況だからこそ、次の経済の波を見据えた取り組みは意義がある」という発言をされ、アメリカの金融危機発生後もその認識は変わっておりません。

また、2 月 9 日に開催された宮城高度電子機械産業活性化協議会でも、大きな考え方の変更はなく、むしろ亘理町に太陽光発電用シリコンウエハー製造の最大手のエムセテックが進出することになり、多賀城を含めた宮城高度電子機械産業活性化協議会では、この太陽光発電関係の高度電子機械産業も、今後重点的に集積すべき分野として取り扱うこととしたと聞いております。

次に、工業団地造成の施行主体に係る御質問ですが、私も、本来、工業団地の造成は県施行あるいは進出する企業やデベロッパーが行う方が、地元市町村の負担の軽減になると認識しております。宮城県では、県または宮城県土地開発公社による工業団地の造成につ

いては、大和リサーチパーク及び第2仙台北部中核工業団地の造成で手が回らないことや、財政上の問題から、現時点では県施行は困難であると考えております。

今後、だれが事業主体になるかは別としても、本市が中心となり、工業団地化を進める上で必要となります区域区分の見直しや農振農用区域の除外を行わなければ、工業団地化は進まないものと思いますが、「事業主体、事業手法は、今後、地権者の皆さんとともに協議、検討してまいります」と、議員説明会でも地権者説明会でも説明してまいりました。

したがって、もし地権者の方がこの工業団地化構想は、市が土地を買い上げることを前提としたものであると認識しているのであれば、どうぞ藤原議員からも、誤解のないよう説明していただきますようお願い申し上げます。

次の図書館については、教育長から答弁させますので、御理解いただきたいと思います。

次の、4番目の、372人体制の前倒しに係る質問にお答えいたします。昨年の施政方針では、平成29年度までに372人体制の実現を目指すこととしておりましたが、平成20年5月28日付内閣府地方分権改革推進委員会の第1次勧告がなされ、その中において、基礎自治体への権限移譲を推進するため、64の法律、359の事務権限を都道府県から市町村に移譲すべきであると提言されました。

これを受けて、政府は、平成20年6月20日に地方分権改革推進本部において、地方分権改革推進要綱を決定し、強力に取り組むこととし、平成21年度中に速やかに新分権一括法案を国会に提出する予定となっております。

本市における職員の定数管理については、適正定員管理指針に基づき、行政サービスの維持向上を図りつつ、着実に、かつ計画を上回るペースで実施してきてきたところでありますが、ここに至り、基礎自治体とされる市町村を取り巻く環境が大きく変化しようとしております。

したがって、今後予定されている権限移譲など、地方分権の推移を見守りながら、アウトソーシング推進指針及び適正定員管理指針の再検討も視野に入れ、適正な定員管理に努めてまいります。

最後に、地区集会所改修等への補助率、限度額についての御質問であります。平成20年第4回定例会の一般質問でも回答したとおり、地区集会所の設置及び維持管理は地区で行うこととなっており、市からの補助があるとはいえ、耐震工事に係る地区の負担は大きく、地区住民の安全性や工事に係る地区の負担等を考慮すると、地区集会所の耐震化促進のためには、現行の補助制度の見直しが必要であると考えております。防災計画上の避難所に指定されている集会所については、国の補助制度を活用しながら、補助の拡充を図っていくことはできますが、国の補助の対象とならない地区集会所への取り扱いをどうするかについても、総合的に検討しておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（阿部五一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

3点目の図書館につきましては、私の方から御回答を申し上げます。

昨年の第4回市議会定例会の一般質問でも御回答を申し上げておりますが、本市の集中改革プランに基づく社会教育施設のアウトソーシングについては、社会教育委員会議でさまざまな御意見をいただいておりますことから、その後も協議の場を設け、現在も引き続き意見交換を行っているところでございます。

当初、3月の教育委員会定例会に提案することを考えておりましたが、今後とも引き続き慎重な協議を重ねまして、多くの皆様方から御理解をいただける内容とした上で、教育委員会に諮りたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（阿部五一）

10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

一つは、富県戦略についてなのですけれども、一度出した方針はなかなか撤回できないということなのかと思うのですけれども、私はかなり知事は強がりを行っているのではないかという気がするのです。

例えば、河北新報の2月17日付に知事の記者会見が載っているのですが、これは前日の16日に、日本のGDPが年率12.7%減という報道がされて、その日に記者会見をやったのですが、知事は、「昨年秋以降の景気を、滝のように真逆さまに落ちているという感覚があった」と、そういうふうな認識をしているのです。

ですから、議会等では、今度もやるような話はしていますけれども、私はかなり知事自身が、去年の秋以降の景気の後退については心配している。ただ心配しているだけではなくて、「真逆さまに落ちている」というそういう表現まで使っています。

ですから、私は、こういう時期に突っ込んでいくのはやはりどうなのかなというふうに思うのですが、当然、市長もこの知事の記者会見も読んでいると思うのですけれども、再度、富県戦略について認識をお聞かせいただければというふうに思います。

それから、知事に聞いたけれども、「そのままやる」ということなので、多賀城もやるということなのですね。

先ほど、手法について、もし地権者の中にその直営でやるとするのであれば、それは違うのだというようなお話だったと思うのですけれども、直営だと受け取るのは当然だと思うのです。例えば、11月11日に工業団地化構想について説明を受けました。その資料No.7のところ、事業主体はどうするかと、「多賀城市直営または土地区画整理事業」と書いています。この土地区画整理事業というの、直営なのか組合なのか、そこまでは説明会のときに触れていませんでした。ですけれども、前段ではっきりと「多賀城市直営」というふうに書いています。ですから、直営でやるのだと思うのは当たり前ではないですか、我々が。それから地権者の皆さんも、直営でやってくれると思うのは当たり前だと思うのです。

それで、私が聞きたいのは、直営ではしないということなのですか。そういうふうに、直営ではしないというふうに受けとめていいのかどうかということなのですけれども。

私は、地権者の皆さんはかなり、市が買い上げてくれると思うので期待しているところがある。これを、もし皆さん方の組合の区画整理でやってくださいとかということになったら、私は話は全然違ってくると思います。その辺、まず、直営でやらないのなら、やらないのだということをはっきりと言っていたいただきたいというふうに思います。

それから、図書館についてですけれども、3月はやらないということですね。ですから、これは最初の一般質問でも触れましたけれども、社会教育委員さんのレベルの高さに私は本当に感心しました。多賀城の社会教育委員さんはすごいなというふうに思いました。

ですから、ただいま教育長から答弁ありましたように、十分時間をかけて、これは議論していただきたいというふうに思います。これは答弁は要りません。

適正定員管理について、これは地方分権等でいろいろさらに仕事がおりにきそうなので、もう一度考えてみる必要があるのだということだったと思うのですが、そういうことで承っておきたいと思います。

それから、地区集会所の補助率、これはまだ何パーセントまで引き上げたいとか、限度額は幾らまでにしたいとか、それを言える段階ではないのだと。もう少し検討する時間的な猶予をくれということなのだと思われたいのかどうかということ、お答えいただきたいと思います。

もしそうだとすれば、いつごろまでに結論を出すのかということもお聞かせください。

というのは、やはり区によっては、もう耐震化工事をしなければいけないということで、話が進んでいるところもあるのです。そういう点では、そういうところがどういうふうなテンポでやったらいいのかわかるように、いつごろまでに市として数字を示す予定なのかということあたりを回答いただきたいと思います。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

最初の景気のございすけれども、確かに、今最悪といいますが、またこれからもっと景気が下がるのではないかなというふうな言われ方をしているわけでございまして、本当に知事が言った、真逆さまに落ちるような状態ではないかというのは事実ではないかなと、私自身もそういうふうには感じております。

ただ、80年前の恐慌というものを振り返ってみると、あれは1929年に起きたウォール街から発したことですけれども、一応収縮していったのがちょうど4年後、1933年。景気の波というのは、大きく言いますと、コンドラチェフの波とジュグラの波とキチンの波という三つに分けられるのです。50年ぐらいの単位が一番大きな波で、ジュグラというのは大体10年ぐらいですか、キチンの波というのが大体40カ月から50カ月ぐらいですか、ですから四、五年というふうなそういうサイクルかと思っておりますけれども、そこからいきますと、今回の、うちの方で考えている企業誘致というものに関しましては、これから平成22年度に都市計画の見直しが決定され、その後になると平成32年、ですから今から約11年か12年後になるわけです。

世界恐慌のあった今から80年前を考え、そこに当てはめてみますと、恐らくここ最長でも3年から4年ぐらいの間にはそれなりに景気の戻りみたいなものは、私は、それをやっつかないと、世界全体がもうおかしくなってしまうということでございまして、その経済の波を考えますと、私は今からやはりそれに着手して、お金を何億円というふうなことで使うわけではございませんので、やっていくべきではないかというふうに思っております。

2番目の、知事がやるから多賀城もやると、こんなことはございせん。たまたま富県戦略というふうなことに当たったわけでございすけれども、これから多賀城が自分の足で立

つ、要するに自立するためには、あそこに工場誘致を図って、自主財源の確保を図っていくということが、私は一番多賀城の命題ではないかということで、できれば 12 年後にはあそこ全体、一本柳の先の方まで、50 町歩ですか、約 50 町歩ぐらいになりますけれども、そのくらいまで運んでいって、自主財源の確保ということもやっていかなければいけないというふうに思っております。

決して、村井知事がやると言ったので、私もやりますということではございません。その辺は勘違いしないでいただきたいというふうに思っております。

また、直営でやるのかというふうな話、確かにその説明の中には、「直営でやる」ということも入っていたのは私も記憶しております。

線引きの見直しは平成 22 年度ですね。線引きの見直しに関しての、今のうちから準備をしておくということでございまして、企業誘致が、ここに来たいという企業が張りついてから、何でやるかということを決めるという、今の計画ではそういう計画でございまして。直営でやるということも、企業によっては、「いや、多賀城市さんで造成したら、私の方で買います」ということであれば、直営ということもあるいはあるかもしれません。できればやはり区画整理なり、あるいは地主さんたちが直接売るなり、できれば多賀城市の方ではその辺の中間に入って、それを支える仕組みができれば、私は一番いいのではないかとこのように思います。直営でやることは、そういう直営でやれるものができた場合には直営でやろうということでございますから、その辺は御理解いただきたいとこのように思います。

それから、3 番目に、これは集会所の関係ですが、もうちょっと時間的な余裕をいただきたいということでございまして、避難所に指定されている集会所、これを優先的にやっていかなければいけないだろうなというふうに思っております。当然、避難所に指定されているものが倒壊したのでは困りますので、その辺、その程度に今のところさせていただきたいと思っております。十分総合的に検討してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

今、景気の循環の説について市長からお話がありましたけれども、市長自身が、今度の経済危機というのは 100 年に一度なのだという話をいろいろなところでされていたように思います。

去年の秋から始まったいわゆるアメリカの金融危機というのは、単純な景気循環の一局面ではないと。これはもう構造的なものなのだという認識が正しいのではないかとこのように思います。

なぜ 100 年に一度なのかと。1929 年の大恐慌は、古典的な市場原理主義の破綻だということに言われています。要するに、アダム・スミスが言っていた、その市場がすべてを解決してくれるのだと、「神の手によって、市場がすべて解決してくれるのだ」という、その古典的な市場原理主義の破綻が 1929 年の破綻だったということに言われています。

それから、1970 年代半ばの破綻は、あれは古典的な市場主義からケインズ主義に変わったわけですね、その後、そのケインズ主義の破綻が 1970 年代半ばの破綻だったということに言われています。

それで、その後に世界中にはびこったのがいわゆる新自由主義というものなのです。もう一回、政治は経済に口出しをしない、したがって規制緩和をどんどん進めると。それから、政府は小さい政府にするのだと。それで金融の自由化もやって、どんどん、どんどん、もうかるためなら何をやってもいいという、そういうのがつくられたのがいわゆる 80 年代以降の新自由主義というものなのです。その破綻が去年の秋に表面化したということなのです。

ですから、これは不況・好景気の単純な波ではないと。ですから 100 年に一度なのです。そういうことであるならば、私は、まずやるべきことは何かと。100 年に一度の経済危機というのはどういう程度のものなのかというのを、私はまず見きわめることが大事だと思うのです。

それから、もう一つは、100 年に一度の危機に直面したときは、50 年後、100 年後を語るのではなくて、100 年に一度の危機にふさわしいような生活支援をきちんと行政がやると、それこそが私は現局面での役所の最大の仕事だというふうに思うのです。

そういうふうには思うのですが、その点について市長の見解をいただければというふうに思います。

今に関連すると、1929 年の恐慌が四、五年で戻ったというのは、私は事実誤認ではないかと思います。あの後に、結局ブロック経済になってしまって、結局 1945 年までの戦争に行ってしまうのです。1929 年の恐慌というのは、ですから、あの恐慌が 4 年程度で片づいたと見るのは、私は事実認識の間違いだと思いますし、今度の、ある学者は恐慌ともう既に言っていますが、今度のものも 4 年や 5 年で解決するのだというふうに考えるのは、私は間違いだというふうに思いますので、その点についてお答えをいただければと思います。

それから、その工業団地化問題の二つ目ですけれども、自立のために必要なのだと。多賀城が自立のために必要なのだと。新たな財源を生み出すために必要なのだと、そういうことを市長は盛んに言われます。自主財源の欲しさというのは、私も市長と同じぐらい願っているつもりなのです。

ただ、説明会のときもありましたけれども、100 億円投資して、うまく張りついて、4 億円税収があって、交付税 3 億円減らされて、差し引き 1 億円増でしょう。100 億円投資して。しかもそれはすべてうまくいったときの話なのです。私は、本当に多賀城の財源を考えるともしたら、交付税をもとに戻してくれということの方がよほど確実ですし、安全ですし、それこそやるべきだと思います。

これまで何回も説明を受けてきましたように、三位一体改革の中で多賀城市が減らされた交付税は、年間大体 8 億円程度だという説明をずっとされてきました。これは当初予算で大体 8 億円ぐらい財調を取り崩すような予算を組んで、年度途中でその鉄道高架等で起債が認められて、最終的に取り崩さないうとずっと済んできたのですけれども、皆さん方の説明でいうと、三位一体改革で交付税が減らされた金額は毎年 8 億円前後だという、こういう説明でした。

これが、今、全国の自治体を直撃しているわけです。そして、これについて、「やり過ぎだった」と、政府の中にも反省の機運が出ているのです。総務大臣の鳩山邦夫さん、2 月 12 日の衆議院の本会議で、地方いじめの三位一体改革について、「失敗の部分がある」と。担当の総務大臣が、「三位一体改革は失敗の部分がある」と。やはり全国から、「何だ」という声が国に集まって、あれはちょっとやり過ぎだったと、そういう反省の機運が政府・与党の中にあるのです。



ですから、こういうときにこそ、「交付税をもとに戻してくれ」と、「今、地方は大変なのだ」と、その方がよほど確実だし、安全だしと私は思うのです。100億円かけても、1億円しかふえないのですよ、うまくいって。こちらは8億円減らされた分をもとに戻してくれというものです。政府自身も反省の機運が生まれている。私はそちらの方を選ぶべきだと思うのですけれども、お答えください。

それから、その工業団地化問題の三つ目で、直営かどうかという問題ですが、これは本当に、私も今の説明で、企業が、「多賀城市さん、やってください」というような場合に、多賀城も直営でやる場合もあるというのでしょうか。そうすると、直営は例外的に考えているというようなことなのですよ、つまり。本当は直営でやりたくない、直営というのは例外的な場合だということですよ、先ほどの答弁からすると。ですけれども、説明会のときはそうではありませんでした。

それから、私、地権者の説明会の様子を何人かからお聞きしたのですが、みんな買い上げてくれると思っています。ですから、「やってくれ、やってくれ」と。

ですから、私は、これは本当に丁寧に説明しないと非常にまずい。大変な問題、混乱になると。今の時期、あえてやること自体が私は疑問なのですけれども、やるとしても、手法について、もう本当によく丁寧に説明しないと、私は混乱すると思います。その点についてお答えいただければと思います。

それから、集会所の補助率問題については、時期についてもまだお答えできないということですから、できるだけ早く結論を出していただくということをお願いしたいと思います。

最初の、今の景気認識と、工業団地問題についての3点について、お答えいただければと思います。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

恐慌の認識といいますか、その辺については、確かに歴史上から言うと1929年から33年ということで、先ほど藤原議員が言ったように、なかなかそれでもおさまらなくて、最終的には第二次世界大戦まで突入して、第二次世界大戦によってそれが終えんしたというのは、私自身もそれはわかっております。

わかった上で、私なりの考えで経済の景気の波等をお話ししたわけございまして、恐らくこのまま、アメリカでバイ・アメリカン条項とかそういうふうなことで、保護主義的なものが余り出過ぎてくると、また80年前と同じようなことが起きてくるのかなど。ブロック経済という話もされていましたが、その辺のことが懸念されるわけですが、私として見れば、早目に、ここ三、四年ぐらいで終止符を打っていただきたいということで、アメリカのオバマさんのニューディール政策とか、これから、恐らく金融界、あるいは自動車業界等、相当破綻寸前の状態に来ているものを、立て直すような手だてを早くつくっていただきながら、世界全体で終止符を打つ工夫も、4月、5月ごろですか、会議もあるようでございますので、祈らずにはいられない気持ちでいっぱいでございます。

それから、次の、交付税を戻してくれという話、藤原議員、交付税を戻してくれと言った方がいいのではないかと。いや、戻してもらいたいです、それは。私自身、そうしてもらいたいですし、全国の地方自治体の首長さん、皆、それは願っていることだというふうに

思います。鳩山総務大臣が衆議院の会議でそういうふうに言われたということであれば、私自身もそういうふうに願わずにはられません。同じでございます。考え方としては。

ですから、当然、自立のためにと言ったのは、少しでも企業誘致をして、自主財源の確保を図るというのは、今からの地方自治体にとっては非常に私は大切なことではないかというふうに思います。

先ほど言いましたエム・セテックというのも、今度巨理に来るものです。この間、齊藤町長さんにお会いしまして、「よかったですね」と言いましたら、「いや、これからが大変です」という話をされておりました。約 20 町歩ぐらいだったですか、エム・セテック、これから太陽光発電等に関して、非常に重要な企業になってくるのではないかというふうに思いますし、また、あのような企業が多賀城に来てくれれば、私も非常にありがたいなというふうに思っておりますので、当然、交付税を戻してもらいたいのはやまやまでございますけれども、非常に最悪の景気ではございますが、そういうときであればこそ、10 年後、20 年後をにらんで、政策として着手したということは、私は間違いではないのではないかとこのように思っております。

それから、直営は例外なのかとおっしゃいましたけれども、巨理のものもそうなのです。来てから、契約をして、これから造成するという、たしかそういうふうなことだったと思います。

ですから、確実に来る企業があって、確実な、着実な契約ができた上で造成に入るのであれば、これは直営でも、私は多賀城市にとって負担を伴わない問題でございますから、直営でも構わないというふうに思いますけれども、いろいろなやり方があると思います。これからその辺のことも慎重に、地権者の皆様方とじっくり、具体的に話をしながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員の登壇を許します。

（18 番 昌浦泰己議員登壇）

○18 番（昌浦泰己議員）

私の質問は 3 点であります。

最初の質問は、修繕引当基金の新設についてであります。

私は、50 代となつてからは、過激な運動は避けて、わずかの暇を見つけては散歩をすることを心がけております。自宅や仕事場の事務所から近い砂押川は、絶好の散歩コースであり、ちよくちよく上流や下流に歩を進めます。

昨年の春、暖かな日差しを受けて、砂押川左岸の土手の上の道路を下流へと歩むと、旧勤労青少年ホームの前に至りました。この施設は、平成 16 年度末で閉館し、現在は市の倉庫として使用されていると考えながら、金網、フェンス越しに旧勤労青少年ホーム全体を眺めました。

開館当時は、壁面にガラスを多く配置し、コンクリートむき出しの構造に、ペンキの色もそれまでとは違う色使いと、未来の建物をほうふつとさせた旧勤労青少年ホームも、本来の役目とは違う使用方法では、なぜか寂しげに見えました。

解体費用に概算で二ないし三千万円がかかるとの説明を、当局より受けたように記憶しております。ゆえに、倉庫がわりとなっているのでしょうか。

建物の構造に耐震性がないのと、利用者減少が閉館の理由でした。公共施設、いわゆる箱物は、量の拡大の時代から今や維持管理、修繕の時代に入り、それが重い課題として行政にのしかかってきていると実感する好例が、旧勤労青少年ホームではないでしょうか。

本市でも、古い施設の耐震性不足で、耐震補強策をここ数年、逐次実施しているのは、財政にとって重圧だと私は考えます。財政システムの欠陥が、旧勤労青少年ホームのような老朽施設を出現させるのではないのでしょうか。

減価償却をすることも、修繕引当金も設定していない現在の財政では、将来、旧勤労青少年ホームのような施設が発生するかもしれません。そうならないように願うものであります。

建物の老朽化は早い時期に対応し、的確に修繕を行い、延命を図るのが不可欠なことです。が、実際は修繕費の予算化は相当数ダメージを受けた後で、割高な修繕費となるのではないのでしょうか。

また、施設自体の更新を求める市民の要求も高まり、新たな施設の検討に入らざるを得ないという状況に陥ります。山王地区公民館体育館がその好例です。減価償却をしていない自治体にとっては、一時期に多額の資金手当てを強いられ、起債を起こすことにもなります。

今まで述べてきた公共施設の問題点を、抜本的に解決する方策はあるかと考えたとき、一つの方策に光明を見ました。それは、新たな建設施設には修繕引当基金を設けて積み立てることです。

御多分に漏れず、本市の財政状況は楽なものではないことは承知しております。財政難の折に、相当の金額を積み立てるということは、困難さを伴うかもしれませんが、できる限りの努力をされてはいかがでしょうか。

この発想は、私が住まいするマンションの修繕積立金にヒントを得ました。築後4分の1世紀を超えた建物でも、12年に一度の大規模修繕工事を2度実施したために、外観上も、実質的な面においても、新築時とほぼ同じ機能を今も維持しております。

今後建設する施設には、修繕引当基金を設けて積み立てることを、市当局はどうお考えかお伺いいたします。

2点目の質問は、市民歌についてであります。

私の手元に昭和51年11月の「市政だより多賀城」の写しがあります。市制施行5周年記念号の感がある紙面を見ますと、市民憲章と市民歌が決まったことが載っております。市制施行5周年記念行事の一環で、公募によって決まったことが書かれております。

また、11月1日の市制施行5周年記念式典が市公民館講堂において盛大に催され、故大場源七前市長に名誉市民の称号が贈られ、市制施行5周年記念により制定された市民憲章及び中学生100名の合唱による市民歌の披露があったことが記載されております。

中学生100名の合唱によって世に出た市民歌の、今の現状はどうでしょうか。今年11月1日に、33年の時の経過を数える市民歌の市民認知度の低さは、概略ゼロに近いと言っても過言ではありません。

市は、毎年、1月の成人式と11月1日の市政功労者表彰式典において、市民歌を、成人式では多賀城高校合唱部の生徒に、市政功労者表彰式典では市内の女性合唱サークルに依頼して歌っていただいています。二つの式典の参加者はほとんどが多賀城市民であるのに、一緒に市民が歌わない歌の披露がずうっと続いております。

これはどういう理由なのか私は考えました。答えは簡単です。市民に対しての周知がなされていないこと。それと、小中学校で市民歌を習わないこと。この2点に答えが行き着くわけです。私は、議会で、機会あるごとに市民歌の普及、小中学校で教えてほしいと要望し、議論も重ねてまいりました。

この一般質問をしようと考えた引き金は、平成21年1月11日、午前11時から挙行された平成21年成人式での出来事です。開式に先立ち、多賀城高校合唱部の生徒さんたちによる市民歌が歌われました。成人式参加者はともに歌うどころか、合唱部の生徒さんたちを見たたん、わあわあど騒ぎ立て、市民歌を歌っていただいている多賀城高校合唱部の生徒さんたちに冷やかしの声を上げたり、立って指揮者のまねをする新成人がおりました。

私の座った席の前列に女性の新成人が座っておりました。私は、歌が終わると同時に新成人に尋ねてみました。「この歌を知っていますか」という私の問いに、「わからない」、「小中学校で習わなかった」という問いには、「習っていない」という予想どおりの回答が返ってきました。

私の右側には根本朝栄副議長が、左側には伏谷修一議員が座っておりましたので、そのやりとりを御記憶のことと存じます。

子供にとってかけがえのない郷土・多賀城を愛する郷土愛が、ひいては宮城県、そして日本の国を愛することにつながると私は考えています。郷土愛とは、住民がみずから育った地域について、愛着ないし忠誠を抱く心情だと私は思います。市民歌を歌うことは、愛郷心を醸成する一つ的手段ではないかと考えます。私は、クラス会や学年全員による同期会、あるいは同窓会に出席しますが、開式前に校歌を歌う場面になると、普段は忘れていた校歌が、イントロが流れた瞬間に歌詞やメロディーがよみがえり、正確に歌うことができるという体験をしました。これには、自分が属した集団への帰属心、さきに述べた愛郷心に似た愛校心等の思いとが入りまじった心境を感じます。

ここで、ある県民歌が分裂の危機を救ったという逸話を申し上げます。長野県には長野県民歌「信濃の国」があります。1948年（昭和23年）春の第74回長野県議会定例会で、長野県を南北に分割しようとする分県意見書案が、中・南信出身議員から提出され、可決されそうになりました。この際に、分割に反対する北信地方民と東信地方民が占拠する議場の傍聴席から、突如として「信濃の国」の大合唱が沸き起こり、分割を求める県議会議員たちの意思をつぶして、分割を撤回させたことがありました。分裂を回避させたのは、歌の題名が「信濃の国」という旧国名で、県域を包括していたことで、地域全体の共同体意識を喚起する歌として歌い継がれてきたからです。長野県民の地域ナショナリズムの根源とも言える歌が、「信濃の国」という県民歌なのです。

「信濃の国」は、今でもカラオケのレパートリーや携帯電話の着信メロディーに用いるなど、長野県民の「信濃の国」の支持は依然として根強いのです。

長野県民歌の逸話が示すように、もし多賀城市民歌を成人式参加者が知っていたなら、小さいときから愛唱していたなら、ことしの成人式のオープニングは違ったものになったのではないだろうかと思われました。

もう一つの例を挙げさせていただきます。本市の友好都市天童市では、天童市民歌をほとんどの市民がそらんじていて歌えます。市のさまざまな式典や各種団体の会合の開式前に市民歌を合唱しております。地域の行事の際に、子供たちに教えているとのこと。きわめつけは、市職員の辞令交付式の市長訓示前にも歌うそうです。昭和49年12月1日に天童市民歌が制定されてから、社会教育の場で熱心に市民歌普及に取り組んだ成果であります。

市内の小中学校では、音楽の授業はカリキュラムが決まっていますが、市民歌を教えることは難しいとは存じますが、朝会や昼の校内放送などで市民歌を放送し、周知させることは可能ではないでしょうか。習うよりなれろです。

既に多賀城市役所においては、ホームページで多賀城市民歌が聞けるようになり、午後0時45分の午後の始業時を知らせる音楽に、多賀城市民歌が職員の独唱で流されております。ここに深く感謝申し上げます。

感謝を申し上げておりながら、甚だ恐縮には存じますが、一つお願いを申し上げます。放送開始前に曲名紹介のコメントを流してから、市民歌を流していただくよう工夫願えませんか。これは要望申し上げます。もし小中学校で流す際も同じようにしていただきたいと思っております。

市民歌を歌うことを愛郷心を醸成する一つ的手段、本市へのアイデンティティーの確立の1要素としてとらえている私の、市民歌に対するこだわりについて申し上げます。多賀城市民歌を老若男女の別なく市民が愛唱するまち、多賀城が実現されたなら、今とは違う多賀城が現出されることを願いつつ、一般質問通告書の質問要旨に記載した(1)多賀城市民歌の存在が市民に知られていない。市当局はこの現状をどうお考えか。

(2)市民歌を多くの市民が愛唱するような方策について、市当局はどうお考えか。

(3)小中学校において市民歌を児童・生徒が覚えて歌えるようになる方策はありますか、この3項目について、市当局の御見解を伺いたく存じます。

3点目の質問は、市長のタクシー券利用についてです。

2009年(平成21年)2月21日の読売新聞朝刊が伝えるところによると、読売新聞は、宮城県内13市の市長を対象に、タクシー券の利用状況を調査しました。今年2月1日時点で8市長がタクシー券を利用し、このうち、経路記入を義務づけていないのは仙台市と本市の2市だけでありました。

新聞記事によると、本市は「市内」と書かれたものも容認していて、読売新聞の情報開示に応じた'05から'08年のタクシー券326枚のうち、経路の欄に「市内」と書かれたチケットが92枚ありました。金額はほぼすべて1,000円以下であったとのこと。

市長公室が新聞取材に応じた回答は、「市長に手渡す際、チケット番号や目的などを控え、請求時点で照合するため、公務外の使用はあり得ない」とのことでした。

県内他市においては厳密に運用しているようで、大崎市では、乗車・降車地点だけでなく、経由地や具体的な施設名などの記入も求め、白石市はタクシーに乗った用件も必ず記入するよう義務づけております。

そもそも読売新聞がこのような調査をしたのは、仙台市、石巻市の両市長が、タクシー券を不適切に使用していたことに端を発しています。

私は、本市では経路記入を義務づけていないという事実に驚愕しました。市民の皆様から行政の透明性が声高に叫ばれている昨今、市長は率先して範を示すべきであると考えます。早急に是正する必要があると存じますが、市長のお考えはいかがでしょうか。

また、タクシー券を不適切に使用していた例に挙げた両市では、タクシー券利用の際の運用見直しの機運が高まっています。仙台市が今年2月16日に、タクシーチケットの事務取り扱い要綱の運用を始めました。使用理由や日づけを1枚ずつ事前に記し、後で照合できるように管理ボードを入手しました。

石巻市でも、必要に応じて1枚ずつ手渡す方式に改め、これまでになかったタクシーの使用基準を設けるとのことです。

本市においては、今まで例に挙げたすべての自治体の方式を包含するタクシーチケットの事務取り扱い要綱など、厳密な条文を規定し、厳正なる運用をされてはどうか。市長の御見解を伺います。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

昌浦議員の御質問にお答えいたします。

1点目の、修繕引当基金の新設につきましては、本市では、これまで高度成長期の人口増や市民生活の質的向上を図るため、教育施設等の公共施設整備に積極的に取り組んでまいりました。

しかしながら、経済成長が低迷している現在、これらの施設整備のあり方は、公共施設の老朽化や市民ニーズの変化等の環境変化に対応しつつ、長期的展望に立った施設経営の観点で、現在保有している資産を有効活用していくことが必要であると考えております。

このため、平成20年度に総務部管財課に施設経営係を設置し、ライフサイクルコストを意識した施設整備、計画的な施設改修及び効率的な維持管理の実施を図ることとしております。

このような施設経営の観点から、これからの公共施設の管理は、その施設が、将来にわたっていかに一定の社会的効用を確保できるかということに、主眼を置く必要があると考えます。

そのため、議員御指摘のとおり、将来の大規模な修繕等について、あらかじめその発生の時期やその経費等を把握した上で、計画的に資金を積み立てることは、大切な考え方の一つであると認識しておりますが、毎年多額の財政調整基金を取り崩して予算を編成していることにかんがみますと、新たな基金への積み立ては大変難しい状況にあります。

しかしながら、現在保有している施設を有効に活用していくためにも、各年度における財政状況を見据えながら、維持管理に要する財源の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、市民歌についての御質問ですが、市民歌は、昭和 51 年 11 月 1 日に市制施行 5 周年記念の一環として、先ほど御指摘のとおりでございます。そういうふうにして制定されました。

その後、市政だよりなどで広報に努め、各種行事などで歌っていただくことで普及を図ってまいりました。昭和 57 年度にはレコードやカセットを制作し、市の施設や関係者、各種団体等に配布して、一層の普及推進に努めてまいりましたが、現在は、先ほど御指摘のとおり、市政功労者表彰式典や成人式で市民歌が歌われているのが普及状況の実情ではないかと考えております。

このような状況を見ますと、確かに市民に十分に知られているとは言えませんが、現在は市のホームページ上でも市民歌を聞くことができますし、これは私がお願いしたのですけれども、市役所においても午後の始業前に庁舎内に市民歌を流し、来庁者への普及啓発に努めておる次第でございます。

今後は、市民がみずから育った地域に愛着が持てるよう、また、市民みんなの歌である市民歌が、市民の皆さんの心の中に浸透するように、市の各施設で市民歌を流す、市や地域の行事でできるだけ曲を流してもらうなど、改めて PR や利用の方法を検討し、さまざまな推進方法を考えてまいります。

また、児童・生徒が市民歌を歌えるようになるための方策についての御質問ですが、「多賀城を知り、多賀城を語れる子供」を育て、郷土愛を醸成していくためにも、市民歌を歌えるようになるということは大切なことだと思います。新学校副読本とあわせて作成します DVD の中には、写真や資料のほかに、児童の合唱による市民歌を収録する予定で、「総合的な学習の時間」等に活用していただけるよう考えております。

また、市民歌を覚えるには、日ごろから耳にする機会が必要なことから、DVD を活用し、登校時や昼休み時間など、時間を決めて放送するよう協議してまいりたいと思っております。

先ほど御指摘の、長野県民はすべて県民歌を歌えるということは、実は私も知っておりまして、去年、天童の市制施行 50 周年で私も招待されて行ってまいりました。皆、集まった方々、だれも市民歌の歌詞など見ておりません。すべてそらんじておりまして、すばらしいことだなというふうに私も思った次第でございます。

最後の、タクシー券利用についてですが、昌浦議員紹介のとおり、経路の表記については、平成 17 年度から平成 19 年度までの間に使用したタクシー券の経路欄に、「市内」とだけ書かれたものが 92 枚あったわけですが、公務で使用するものである以上、市民への説明責任もございますので、平成 20 年度から、経路欄にはすべて乗降地を記載しており、既に厳密な使用を行っております。

これは、乗降地、どこで乗って、どこでおりたかということでございます。ただ、厳密にとは言いますが、御存じのように、多賀城市は市域が狭いです。私は、ほとんどどこから乗るかというのは大体行事としては決まっています。西の端から東の端などということはまずあり得ませんし、1,000 円以内というのがその証左だというふうに思います。経路地として書くというのは、多賀城市の場合、例えばキャッスルさんで乗って、私の自宅まで、経路地はどこを書けますか。書けませんよ。ですから、「市内」というふうなことだったということを御理解いただきたいと思っております。

それから、タクシーを利用しないという首長さんが相当いらっしゃるそうですけれども、新聞にも書いてありました。考えてみてください。市域が広いところは、恐らく公用車を

使っております。公用車を使った場合には、昌浦議員御存じのように、タクシーチケットとどちらが安いか、恐らく御存じだと思います。

また、事務取り扱い要綱等についてですが、当市ではタクシー券を使用する際、使用する当日、秘書担当が台帳に使用期日、目的、チケットの番号等を記入し、必要枚数のみを私に渡すこととしております。

また、使用しなかった場合は、翌日、秘書担当に返却しております。この回数も大分ふえております。

このように、当市では、タクシー券の使用については厳密、厳正な運用をしておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

修繕引当基金なのですけれども、これはファシリティマネジメントというのを、ずうっと去年の春から勉強していたのです。その一環の中で、いわば一時期に起債とかそれから多額なお金を手当てするというのは、やはり財政上、今厳しいのではないのかという考えから、基金というものをちょっと創設を考えただけです。

市長の御答弁の中に、維持管理の財源をなるべく確保していくということなのですけれども、過日、補正予算などでも、結局はこういう、私が通告したような事例が大分散見されていますね。ですから、「できる限り」という文言で私は質問していると思うのです。全然積み立てないよりは、積み立てておいた方が、俗な言い方をすれば、頭金の一部のような格好で、ストックというのは必要ではないのかと思います。

この辺は、市長御答弁にあった、いろいろ管財課の方で今後も鋭意方策を考えていただいて、できるだけ後世の人に負担を強くないような考え方を、今生きている私たちが考えていかなければならないのではないのかと、そういう思いもありますので、これは要望にしておきますが、私のこの発想を少しは念頭に置いて施策を展開していただきたいと思うところであります。

2 番目です。いわゆるこの市民歌についてはもうずうっと調べたのです。昨年やってもよかったですし、昨年やっても質問は書けましたし、やれたのですけれども、今般これを行ったのは、やはり先ほど言ったように、新成人が全然覚えていないというのはもう悲しいことです。何の歌かわからないというのも、市民歌を制定してもう、先ほど一般質問で申し上げたように、33 年をことし経過するわけです。ですから、昭和 50 年にはカセットを云々という話だったのですけれども、今後、市長も認識が、御理解があるような御答弁をいただいたので、市のこれからの普及に期待をするところでありますし、小中学校でも登校時やそれからお昼休みなどに、先ほどちょっと触れましたけれども、ぜひとも、「市民歌です」というようなコメントを流して、DVD ですからそれはわかるのでしょけれども、市役所の場合は、せっかく市長が発想をして、お願いして、0 時 45 分に流しているのですけれども、「一体この歌は何」と聞かれたのです。私。「これは多賀城市民歌です」と。ですから、「午後の始業でございます。これより市民歌を流します」というようなコメントを流してほしいという意味で、先ほど一般質問に、せっかくやっていて、「この歌何」では、ちょっとつらいものがあると思いますので、先ほど質問の中に触れさせていただきました。



やはり、天童市役所の方にちょっと電話で聞いてみたのですけれども、これ以外にも、やはり学校でもいろいろな競技のときに天童市民歌を流して、いろいろな競技をやっていたりというふうに、かなり天童市民歌というのは普及しているのです。それは如実に市長もごらんになってきておられるようだけれども、実は天童におる友達からそういう話も前にちょっとは聞いていたものですから、今回この質問の中に触れさせていただきました。

それでは、最後なのですけれども、タクシー券ですが、読売新聞の記事の文言に沿ったような形で私は質問書を書いていたのです。実態はまた違っておるということと、平成20年度から厳密な運用をされておるということですが、一つだけお聞きします。

もう厳密にやっているのです、いわゆる内規、規定でも結構ですけれども、要綱等をつくらないのかということです。というのは、これはいわゆる情報公開というのがあったときに、きちんとした説明要件としてもつくっておくべきではないのかと私は思うのです。その辺、市長のお考えはどうなのでしょう。その点だけ再度御答弁いただきたいと思います。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

この要綱を、私はつくらなくとも、それなりにちゃんと厳密なことをやっておけば、構わないのではないのかと。ほかの自治体の、今いろいろな、仙台あるいは石巻ということで、大分マスコミから批判を浴びておりますけれども、多賀城とはちょっと事情が違うといいますが、市域が広いですし、多賀城の場合は本当に市域が狭い。たまには市域以外にも、ほとんどが塩竈になるかと思えますけれども、使いますけれども、ちょっとこれは考えてみたいと思います。皆さんとちょっと相談してみたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（阿部五一）

18番昌浦泰己議員。

○18番（昌浦泰己議員）

わかりました。前向きな御答弁をいただきました。確かに市域は狭いです。市長も御存じのとおり、宮城県で一番小さい市域面積は七ヶ浜町、次に塩竈、そして本市というふうな面積の小さい順であることは、私は承知しておりますけれども、しかしながら、やはりこの辺は、いわゆる情報公開にきちんとした対抗するような手段として、やはり公開を求めた人が、「ああ、なるほど。しっかりやっているな」と納得いくような要綱等をつくって、運用を決めていた方が私はいいと思います。要望にしておきます。

○議長（阿部五一）

ここで休憩いたします。再開は2時20分といたします。

午後2時07分 休憩

---

午後2時20分 開議

○議長（阿部五一）

再開をいたします。

1 番柳原清議員の登壇を許します。

(1 番 柳原 清議員登壇)

○1 番 (柳原 清議員)

私の質問は 3 問です。

第 1 は、留守家庭児童学級、すなわち学童保育の詰め込みについて。2 点目は、加瀬沼公園の定休日について。第 3 点目は、仙台港緩衝緑地の野球場と陸上競技場についての 3 点です。

まず、第 1 点目の、留守家庭児童学級についてです。

いわゆる学童保育の在籍数が定員を大幅に超えている問題ですが、この問題はこれまでも私どもで 7 回にわたり取り上げており、問題解決は待ったなしの状態であります。

私ども共産党市議団は、2 月 10 日午後、すし詰め状態となっている留守家庭児童学級の実態を確認するために、山王小学校のあざみ学級、多賀城小学校のすぎのご学級、城南小学校のもみじ学級などを視察し、指導員から聞き取り調査を行いました。

多賀城市内の 6 小学校の留守家庭児童学級の定員はそれぞれ 40 人で、総定員は 240 人となっています。とりわけ城南小学校のもみじ学級は、在籍 88 人、多賀城小学校のすぎのご学級が 77 人、山王小学校のあざみ学級が 74 人と、ほぼ定員の倍のすし詰め状態となっています。

現在、この 3 学級には 5 人の指導員が配置され、常時 4 人が交代で指導に当たっています。しかし、何といても在籍児童数に対して施設が狭過ぎます。私たちの問いかけに対し、ある指導員は、「今は学年末ですし、インフルエンザで休んでいる子どもが多いために落ち着いています。普段はこんなものではありません。特に春先は戦争状態です」と話していました。

事実、昨年 4 月 1 日現在の在籍数は、もみじ学級 94 人、すぎのご学級 92 人、あざみ学級 80 人となっていました。

狭いスペースの中でいろいろ部屋割を工夫したり、少しでも 1 人当たりの面積が広がるよう、職員の方が工夫して一生懸命頑張っているわけですが、やはり児童の適正な生活環境を確保し、現在のすし詰め状態を解決するには、学級を新築し、分級する以外にないと考えますが、市長の答弁をお願いいたします。

2 点目は、加瀬沼公園の定休日を廃止し、通年開園してほしいということをお県に申し入れていただきたいということです。

昨年第 2 回定例会で質問いたしましたときには、「花見や芋煮会の時期には、利用者が多数来場することから、休園日などの設定は弾力的に運営されるよう、市から県に対して申し込んでいる」ということで、まことにありがとうございます。

私ども共産党市議団でも、1 月 30 日に、県の土木部都市計画課に定休日を廃止するよう申し入れをいたしました。そのときの話でも、「花見の時期は弾力的に運用している」とのことでした。「しかし昨年の花見のときは閉まっていたではないか」ということを言いましたら、「昨年は花が予定より早く咲いたので間に合わなかった」と言っていました。「そういうことでしたら、いっそ定休日をなくせばいいではないか」と言いましたら、「芝生の養生に必要だ」とか「施設のメンテナンスに必要だ」ということでした。

しかし、加瀬沼公園には毎週メンテナンスをしなければならぬ施設はありませんし、芝生はロープで区切って養生すれば済むのではないのでしょうか。定休日をなくして、通年開園するよう、ことしの花見には開園されるよう、再度県に申し入れていただきますようお願いいたします。

最後の質問は、仙台港緩衝緑地公園の野球場と陸上競技場の整備についてです。

ここには野球場と陸上競技場があり、市民に有料で貸し出しをしております。

同公園内の野球場は、使用料をいただいているにもかかわらず、バックネットと一塁側、三塁側フェンスは、コンクリートにペンキを塗っただけでむき出しとなっております。プロでもアマチュアでも、ラバーが張っていない野球場では公式試合ができないことになっており、大変危険な状態になっています。ボールを追って行って激突した場合、命にかかわるけがをすることもあります。公園の管理人さんも、貸し出すときに、「くれぐれもけがをしないように気をつけて使ってください」と言いながら貸し出ししている状態です。ぶつかっても安全なように、コンクリートにラバーを張っていただきたい。

また、隣に陸上競技場があるのですが、このトラックが砂地で、非常に悪くて、とても陸上の練習に使える状態ではありません。中央部はサッカー場になっているのですが、草ぼうぼうで、使うときだけ草刈りをするという状態になっています。このトラックをアンツーカーなどで整備して、練習、競技などで使用に耐え得るように整備をしていただきたいという2点を、県に申し入れていただきたいということでもあります。

以上、市長の答弁をお願いいたします。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

柳原議員の御質問にお答えいたします。

まず、留守家庭児童学級の御質問についてですが、これまで待機児童を出さないよう、入級について配慮してきた結果、特に城南小学校のもみじ学級、多賀城小学校のすぎのご学級、西部児童センターのあざみ学級においては利用者が増加し、過密化傾向にあるのは事実でございます。

しかし、御指摘の数字は、定員に対する登録児童数の割合であり、現実には平均利用率が85%程度であることや、学年によって利用時間に差異があるなど、御指摘のようなすし詰め状態という認識ではございません。

また、指導員が発言したという、「春先の戦争状態」については、春休み中の4月1日以降に新1年生から新4年生までが利用するという一時的な利用増とともに、指導員が新1年生の名前と顔が一致しないなどの状況をそう表現したものと考えられます。

過密化傾向に対しては、西部児童センターのあざみ学級では、平成12年4月から集会室を、平成19年10月からは図書室も学級に転用するなどして対応してまいりました。

また、城南小学校のもみじ学級、多賀城小学校のすぎのご学級については、可能な範囲で学校体育館の利用をするなどの対応に努めております。

これらの学級の過密化解消のための方策の必要性は十分に認識しており、御指摘のような新築による分級のみならず、「放課後子ども学級」との連携や、いわゆる地域福祉の取り組みなども視野に入れた運営方法などの検討も必要と考えております。

一方では、有資格者の指導員の確保が困難になっている、そういう現実もございますので、これらを総合的に検討し、次世代育成支援行動計画の後期計画の中に対策を位置づけてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

次に、加瀬沼公園を通年開園とするよう県に申し入れられたいとのことでございますが、宮城県に確認しましたところ、維持管理面で芝生の養生や公園施設のメンテナンスのためにも定休日は必要であるとの認識を持ちつつも、花見や芋煮会で利用者が多くなる時期には柔軟に対応しているとのことでございます。

なお、通年にわたる開園については、利用者の動向を見ながら判断していくようでございますので、御理解をお願い申し上げます。

次に、仙台港多賀城地区緩衝緑地の整備についての1点目、野球場の安全対策についての御質問でございますが、宮城県では、ファールボールによる事故を防止するため、平成19年度から一塁側フェンスを高くするなどの改修工事を進めており、今後も継続して安全対策を実施していくとのことでございました。

市としましても、できるだけ早期にラバーを張っていただけるよう要望をしております。

また、2点目の、陸上競技場のトラックをアンツーカー等で整備するよう県に申し入れられたいとのことでございますが、同施設は、地域住民の体力向上やレクリエーションの場として整備されたもので、競技を主体的に行うものではないことから、目的に沿った維持管理に努めていくとのことでございますので、御理解をお願いいたします。

○議長（阿部五一）

1 番柳原清議員。

○1 番（柳原 清議員）

まず、留守家庭児童学級についてですけれども、過密状態については十分認識をされているという御答弁もありました。

今、経済不況で、働いて家計を支えなければと考える人がふえて、保育園の入園申し込みがふえているということが新聞でも報道されております。やはり共働き家庭の増加で、留守家庭は今後ますますふえていくことが予想されます。

ですから、そういう点でも、これからますます過密がふえるようなことも考えられますし、厚生労働省で、「放課後児童クラブのガイドライン」というものを発表されているのですけれども、これは平成19年10月に発表されたのですけれども、そこで、「学童保育の規模は1クラスおおむね40人で、1児童クラブ最大70人までとする」ということとか、あと、施設としては、「子供が体調が悪いときに休憩できる静養スペースを確保すること」などということが発表されております。

この人数、もみじ学級88人、すぎのご学級77人、あざみ学級74人と、国のガイドラインから見てもちょっと多いということも言えると思います。

あと、実際に市長も視察されたと思いますけれども、多賀城小学校のすぎのご学級の場合、建物も古くなっておりますけれども、トイレも少なく、男女一緒のトイレしかなくて、

更衣室もないので、子供が着がえをすることもできないし、ぐあいが悪くなくても横になる場所もない。もともと40人分のスペースで考えられている施設なものですから、そこに倍の児童が入っているという。

やはりこういう現実を考えますと、これは新たに、プレハブでもいいから増築できないものかということ、ぜひもう一度検討していただけないかということでもあります。

あと、3点目の、仙台港緩衝緑地の野球場でありますけれども、これはラバーを張ることを県に市としても申し入れしたいという御答弁ですので、これをぜひ申し入れしていただいて、安全に利用できるようにしていただきたいと思います。

1番目の、児童学級についてだけもう一度お願いいたします。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

留守家庭児童学級の問題でございますけれども、平成20年度の入級児童数、これで見ますと、すぎのご学級ともみじ学級ですか、だけなのです。毎日の平均利用人数からいきますとオーバーしているのは、すぎのご学級で利用できる児童数が49人のところ65人、もみじ学級が56人のところ75人、ほかは利用できる児童数以下というふうなことです。

確かに、今、西部地区の方がほとんどふえているという状況でございます。西高東低といえますか、気圧配置と同じような状況になっているわけです。

ただ、答弁で申し上げましたように、「放課後子ども学級」との連携、それから地域福祉の取り組みなども視野に入れた運営方法などの検討も、必要というふうに私は思います。

ただ、将来的なものを考えますと、今、少子高齢化で、多賀城でも恐らくこれから先四、五年ぐらいうると、恐らく少子化ということで、多賀城の場合は塩竈と比べて児童数は多いですね。今、大体700人、子供の新生児が600人から700人ぐらい、塩竈の場合は300人台ぐらい、半分ぐらいですね。ですから、恐らく四、五年先にはそれが減っていくであろうというふうなことは、全国的な傾向としてこれは見えるのではないかとこのように思っております。

ですから、プレハブでもいいからというふうなことで建てて、逆に今度は余ってきたということがないようにこれは配慮しなければいけないし、何とか次世代の育成支援行動計画、その中で、どうしたらいいかいろいろと考えていきたいという思いでございますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（阿部五一）

1番柳原清議員。

○1番（柳原 清議員）

まず、「放課後子ども学級」の方とも連携してということなのですけれども、やはり学童保育と「放課後子ども学級」というのは性質がちょっと違うと思うのです。

学童保育の場合は、留守家庭で、10歳未満の児童に生活の場を提供するというので、「放課後子ども学級」の方は、すべての子供を対象に、放課後に週末の体験活動や学習を行うということで、1年生から6年生までが対象になるということで、これは空き教室を使った

り体育館を使ったりという事業で、地域のボランティアの方なども参加をいただいて進めるということで、両方の事業の性格がちょっと違うということから、学童保育は学童保育で、両事業の充実を図っていく必要があるというふうに、厚生労働省の方でもそういうふうになっているので、今、現実には非常に過密になって、困っている子供たちの現状を解消していくのに、四、五年後には人数が減るかもしれないから、今はやらなくていいのだということでは、私はちょっと今は納得できないので、それは引き続き研究していきたいと思しますので、答弁は要りません。

○議長（阿部五一）

7 番雨森修一議員の登壇を許します。

（7 番 雨森修一議員登壇）

○7 番（雨森修一議員）

きょうの最後の質問者になりました。踏まえまして、しばらくお時間をお願いしたいと思います。

第 1 点目でございます。認可保育の待機児童解消についてお伺いいたします。

現在、多賀城市において待機児童の数は 31 名と担当課より伺っております。

市長の平成 21 年度施政方針の中で表明しておられる子育て支援事業の充実化、次世代育成支援行動計画の見直し、平成 22 年から平成 26 年度までの計画を策定することでもあります。

前月報道されました、仙台市待機児童の解消策に、35 億円の事業費計画の緊急整備計画が発表され、待機児童ゼロを目指すとのこととあります。多賀城市も認可保育所の待機児童ゼロ作戦を望むものであります。

以前、多賀城中学校がマンモス校でありました際に、このような歌を御披露させていただいたのですが、奈良時代の歌人・山上憶良「白金もくがねも玉もなにせむにまされる宝子にしかめやも」、まさしく少子化、現在の子供たち、非常に国の宝でございます。どうかひとつこのゼロ作戦をよろしく願います。

第 2 点にまいります。質問の第 2 点であります。安心・安全まちづくりについてですが、日夜、犯罪防止のため、防犯関係団体等の方々の御努力に対し、心より感謝申し上げます。身近な犯罪を抑止し、安心・安全な地域社会を実現するためにも、多賀城駅前交番の早期実現が市民の切なる願いでもあります。

1 月の初め、県警本部の設置課担当者に交番設置計画について回答を求めてまいったのでありますが、県警側として、多賀城駅前交番の設置については、「今の段階では考えていない」との説明でありました。

その理由として、現在、多賀城交番の建物があと数十年使えること、第 2 点として、多賀城駅と多賀城交番との距離はそんなに遠くない。第 3 は、金がない、予算がないとの問題であります。

一向に話は進んでいないように私は感じておりました。市長も、そしてまた議長も、たびたび関係機関に働きかけておられることは承知いたしております。今日の状況はどのようになっているのか、市長の選挙公約の交番設置が実現化できるかどうか、お考えを伺うものであります。

仙石線多賀城駅高架事業完成を目前として、多賀城駅前に土地や建物を準備して、宮城県に貸し付ける、県の財政が豊かになれば、県で建物は買い取ってもらう、そのような方式を用いたならば、できればこの駅前交番が高架の事業と前後してできるのではないかと、そのようなことも考えられるのではないかと、踏まえて市長にお伺いするものであります。

第3点であります。友好都市交流についてであります。

多賀城市では、今日、福岡県太宰府市、山形県天童市両市との友好都市締結をされております。

市長の施政方針の中にありますように、平成22年、遷都1,300年を迎える奈良市、世界遺産の都市との友好都市締結に向けた準備を進めていくとのお考えであります。大いに賛同いたすところでありますが、そこで、今回市長にお尋ねするところは、今後どのような目線で交流事業を、行動をお考えになっているのでありますか。

友好都市、姉妹都市締結など、できれば民間交流から始まり、その後、都市締結が理由とも言われております。私もそのような考えであります。えてして一部の人間の交流となり、一般市民のあずかり知らぬところとなりかねない心配もあるわけでありまして。

民間交流の中において、例えば小中学校の児童・生徒の交流、作文等の交流、春夏秋冬四季の絵、あるいはまたカセット、DVD、声の交流など、各学校が持ち回りで、民間交流、参加型の交流を展開すればと考えております。市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

雨森議員の御質問にお答えいたします。

待機児童の解消についての御質問ですが、保育所の入所要件としては、児童が保育に欠けていることはもとより、保育所側としては、国が定める児童福祉施設最低基準である保育士の配置基準と施設基準の両方をクリアしなければ、入所させることができないことから、待機児童が生じる要因になっております。

このことから、これまでも待機児童の解消には、平成13年4月に浮島保育所の定員を60名から90名に、平成14年4月に大代保育園の定員を44名から60名に、平成16年4月にあかね保育所の定員を60名から90名に拡大したり、保育士の確保に努めるなど、その解消を図ってきたところでございます。

しかし、近年の社会情勢の変化に伴い、昨年4月の段階において21名、ことしの2月1日現在においては33名の待機児童がおります。

このような中、社会福祉法人「あゆみ会」が運営する浮島保育所が、平成21年度に建てかえられることから、この機会に少しでも待機児童の解消に資するよう、現在の定員の90名を100名にするとともに、最大で112名の入所が可能になるよう施設整備をお願いし、そのための市補助金を平成21年度の当初予算に計上しているところでございます。

今後とも、保育需要を見きわめつつ、また、保育所の建てかえ時における定員枠の拡大や民間保育所の誘致をも視野に入れながら、待機児童の解消に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解お願い申し上げます。

次に、多賀城駅前の交番設置要望の現在の状況に関する御質問についてお答え申し上げます。

雨森議員からは、平成 20 年第 2 回定例会でも、多賀城駅前交番の進行状況の御質問がありましたが、その後の状況につきまして回答を申し上げます。

まず、昨年 7 月に、宮城県警察本部総務部長に多賀城駅前交番の誘致説明を行い、その後、9 月と 12 月には、宮城県警察本部警務部警務課と多賀城駅前交番の誘致に係る打ち合わせを実施いたしました。

さらに、本年 1 月 7 日には、宮城県警察本部を訪ね、本部長と面談し、多賀城駅前交番の早期実現を要望しているところでございます。

今後引き続き、宮城県及び宮城県警察本部の動向を見きわめつつ、早期誘致に向けて、機会あるごとに関係機関に対して強く働きかけを行ってまいりたいと思っております。

最後に、友好都市との交流についてお答えいたします。御承知のように、これまで友好都市との交流については、天童市とはバレーボール等のスポーツ交流、多賀城駅前での物産交流、天童鍋合戦への参戦と、市民レベルでの交流が活発に行われております。

また、太宰府市とは、観光協会等の協力を得て太宰府市を訪問したり、太宰府市の訪問団があやめまつりに訪れたりして交流を深めるとともに、広報誌において互いの市の紹介記事を掲載するなど、市民への広報活動も行っているところでございます。

また、昨年 9 月には、太宰府市民政庁まつり会場でおいしい宮城米を提供し、多賀城を太宰府市民に広く知っていただくよう努めたところでございます。

このほかにも友好都市との交流はさまざまな手段があると思いますが、行政だけが行っては意味がありません。市民の方々が交流することが大事なことと思っております。

平成 22 年には、来年度ですが、奈良市とも友好都市を締結することで既に進めておりますが、御質問にあったような御提案や市民の皆様からのアイデアを参考にしながら、相互の交流が深まるような事業を展開していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（阿部五一）

7 番雨森修一議員。

○7 番（雨森修一議員）

どうもありがとうございました。

第 1 点目の、認可保育の件でございますが、今、市長が一生懸命取り組んでおられるというところでございまして、今後ともよろしくお願い申し上げます。

それから、第 2 点の、この耳にたこができるほど、そしてまた、数十年という年月がたちましたこの駅前幹部交番、最初は交番ということでしたが、警察側の方から、「交番ではおかしい。幹部交番にしろ」という、わざわざ県警の方々のお声で幹部交番という名前を変えて、今日に至っているわけでございますが、県警本部長がかわるたびに、のら



りくらし、のらしくらしと今日まで経過いたしております。1年と数カ月で県警本部長は交代するわけですが、やはり前回も、前々回、非常に盛り上がった空気が、なぜか途中でとまってしまった。結局、上層部の方々がかわってしまうと。そのためか、県庁の方に県警本部からの要望も何も来ていないというようなことも、前知事からも耳にいたしております。

いずれにいたしましても、市民の望むところでもありますし、市長も非常に関心を持たれて、議長とともに関係機関に足を運んでおられるということは私も耳にしております。今後ともよろしく願いいたします。

いずれにいたしましても、この高架の機会に、ぜひ、前後いたしましてこの交番設置というものを、本当に大きな課題でもありますし、これからやることは市長にとって大きな功績だと私は考えております。

もう一つ、先ほど申し上げて、舌足らずであったのか知りませんが、多賀城で土地を貸します。そして建物も建ててやると、二、三千万円もあれば立派なものができると思うのです。そして、宮城県が苦しい間は賃貸で貸すと、豊かになれば県の方でそれを買おうと、売るということで、とにかくその期日をやはり具体的に契約しないと、なかなか口約束がどうしたとかでは、ああいう機関というのは必ず流れてしまいます。ぜひひとつ、市長、そういうところをまた踏まえながらお考えいただきまして、これがベターとは申し上げませんが、ひとついろいろな角度から模索していただければ幸いかと思います。警察にはそのように、これはお答えいただきたいと思っております。

それから、3番目の、友好都市の件でございますが、これは去年、私も数回となく奈良の方にも出かけました。国際観光課長並びにほかの方々の御意見もいろいろと聞かせていただいております。

継続というのが非常に難しいということは、これは奈良にかかわらず、太宰府にかかわらず、どこの市でも非常に難しいことであることを皆申しております。最初は、花火が上がったときには、非常に華やかであります。なかなかその継続が難しいのだということでありました。

この間、2月12日に太宰府の方に視察をさせていただきました。その際に、「友好都市との交流について」という資料を太宰府の方からちょうだいいたしまして、これに基づいていろいろとその研修をさせていただきました。

その中に、やはり、今市長がおっしゃいました、去年行われました、あそこの県の施設でやりました「万葉まつり」、そういったことも向こうの資料にカラーで報道されております。多賀城市ということで、「美味し国・伊達な旅」ということでございまして、「家持万葉の路」といいますか、そういったことで、向こうでも報道されておりますが、私も太宰府に行きまして、民間の方々とか、周りのまた観光協会などに足を運びまして尋ねてみたのですが、なかなか浸透していないのです。知っている人は知っているのですが、できるだけその窓口であるそういった観光協会とか案内所には、徹底して多賀城、あるいはまた多賀城の方も、奈良とか太宰府のことを十二分に理解しながら、皆さんに御案内できるような友好都市であってほしいというように感じております。

それから、子供のテープ並びにそういう子供の目線から、全サイトからその友好都市の歴史とか文化とか、それから人間関係、あるいはまた風景などなどを踏まえて、春夏秋冬、4回にわたって、学校が持ち回りでそういう作文とか絵とかいうものを交換するというものを決めてしまって、各学校で持ち回りでやっていったら、子供たちにも非常に理解されるのではなからうかと思うのですが、その点について御回答をお願いいたします。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

幹部交番のことをございますけれども、県の財政がよくなるまで賃貸でと、多賀城で建ててやれというふうな話をございますけれども、それができたらそれでいいわけですがけれども、やはり、先ほど雨森議員がお話したとおり、幹部交番をつくるにしても、今までの既存の交番と近過ぎるといのが一番の難点です。県の方では、どうも状況を探ると、全くお金の方は出したくないというふうなことではないかというふうに私思います。

その辺、駅前ができるのが平成 24 年ということをございますから、ここ一、二年が勝負のときかというふうに思いますので、なお一層力強く訴えてまいりたいというふうに思いますので、どうぞ御理解いただきたいと思います。

それから、友好都市の関係で、最後におっしゃった子供の目線で作文、絵、DVD の交換を行うというふうなことは、これは非常に大切なことではないかというふうに思います。

やはり、今、太宰府の広報誌の中にも多賀城というのが時折、そしてうちの広報誌の中にも太宰府の紹介が載っているというふうなことです。これは奈良と友好都市になれば、当然奈良のことも多賀城で紹介したいと思えますし、恐らくキーワードは万葉あるいは奈良・平安というふうな古代の日本の三大特別史跡ということが結びつくわけをございますから、そのキーワードを中心に、大人から子供まで、どういう友好都市が築けるかということで、奈良の藤原市長も非常に興味津々で、「どんな範囲で、どういうところを友好都市としてやっていけますかね」というふうな話も、去年、私がお伺いしたときに話をされておりました。

ですから、その辺を模索しながら、本当に実りのある友好都市を築き上げていきたいという思いをございますので、どうぞ御理解いただきたいと思います。

○議長（阿部五一）

7 番雨森修一議員。

○7 番（雨森修一議員）

ありがとうございました。

あと、やはり交番の件をございます、とにかくこの高架という事業を期して、これを何とか、100 年の願いではございませぬけれども、とにかく私が平成 3 年から議員をさせていただいて、「交番、交番、交番」というふうに、もう明け暮れ交番でございまして、時には、「できるぞ」ということで乾杯して喜んだ年度もございまして。

しかし、とにかく特殊な機関であるようをございますので、そのときに騒いだ幹部はもうほかの職場に行って、OB になってしまっているのです。ですから、なかなかその話が届かないわけでありませぬ。

ぜひひとつ、今、市長がおっしゃいましたように御努力願ひまして、実現するように、そしてまた、これ、どうでしょう。本当に一遍、その関係者に、「多賀城でつくる。貸すので中身だけ持ってこい」というような話も、ちょっと角度を変えてお話し願ひたいと思うのです。そうすると、どういう感じで向こうも反応するか。寄附はできるのですけれども、民間なら寄附できるのですけれども、行政からの寄附ということではできませんので、富谷

あたりのは何か民間が寄附したようでございまして、それは県は受け取ると思いますが、それで交番ができたということでもあります。いろいろな角度から模索していただいて、御努力を願いたいと思います。

それから、交流都市であります。実は、太宰府に行きましたら、昨年、向こうの議員団が多賀城に視察に行こうとの話ができていたようでございます。ところが地震がありまして、何か流れてしまったというようなことも、私の視察の中に副議長が最後までいてくれて、もう座談会程度に非常に有意義な交流をさせていただきました。視察であり、交流ということで、非常によかったというふうに感じておりますが、恐らくことしあたりは、太宰府あたりからお見えになるのではなかろうかというふうに感じております。以上です。ありがとうございました。

○議長（阿部五一）

以上で本日予定の一般質問は終了いたしました。

---

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明日 2 月 28 日から 3 月 1 日までは休会といたします。

来る 3 月 2 日は午前 10 時から本会議を開きます。

本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでございました。

午後 3 時 06 分 延会

---

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 21 年 2 月 27 日

議長 阿部 五一

署名議員 板橋 恵一

同 藤原 益栄